**Aquaculture Stewardship Council（水産養殖管理協議会）及び**
**Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）**

# ASC-MSC 海藻（藻類）審査報告書様式

[最終レポート]

**1.0版 (2017年12月8日発行)**

**審査関連文書:**
ASC-MSC 海藻（藻類）規格
ASC-MSC 海藻（藻類）認証・認定要求事項

**本文書名:**
ASC-MSC 海藻（藻類）審査報告書様式 1.0版

**版数**

| 版 | 日付 | 変更箇所 |
|---|---|---|
| 1.0 | 2017/12/8 | 新規文書 |
| | | |

**[漁業名] 株式会社ユーグレナ 藻類養殖場**
**[顧客の連絡先] 〒105-0014 東京都港区芝5-29-11**
**[認証機関の連絡先] 〒101−0045東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7**
**[レポート作成者] 小川直也**
**[日付] 2022/4/20**

アミタ株式会社

The Aquaculture Stewardship Council and the Marine Stewardship Council "Audit Reporting Template" and its content is copyright of “Aquaculture Stewardship Council and Marine Stewardship Council” - © “Aquaculture Stewardship Council” “Marine Stewardship Council” 2017. All rights reserved.

**連絡先の詳細**

| | |
|---|---|
| **認証機関** | アミタ株式会社 |
| | 審査チームリーダー: 小川直也 |
| | 審査に関する連絡先 (審査チームリーダーと異なる場合): 同上 |
| | ninsho@amita-net.co.jp |
| | 電話番号:03-5296-9372 |
| | 〒101−0045東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7 |
| **顧客** | 株式会社ユーグレナ |
| | 朝山　雄太 |
| | 経営戦略部　経営企画課 |
| | asayama@euglena.jp |
| | 電話番号:050-1746-6115 |
| | 〒108-0014 東京都港区芝5-29-11 |

**審査概要**

| | |
|---|---|
| 審査範囲の概要 | 審査範囲は、株式会社ユーグレナの子会社である八重山殖産株式会社が管理するミドリムシ、クロレラの陸上培養施設である。天然種苗は使用せず、施設内で種苗を繰り返し培養している。培養後、脱水、乾燥をして粉末状にし、梱包して出荷するまでが審査範囲となる。施設内のすべてのミドリムシ、クロレラが審査対象となる。 |
| 審査単位の主な長所と短所 | 長所：カテゴリーCiiにあたる陸上培養施設で、天然種苗を使用しないため、天然資源に与える影響はない。陸上培養施設のため自然環境に与える影響もほとんどない。株式会社ユーグレナは東京証券取引所の一部上場企業であるため、企業統治体制は確実に構築されており、その子会社の八重山殖産株式会社の従業員や地域社会に対しても適切に配慮している。<br>短所：藻類培養後の排水については養分および有機物のみが含まれており化学物質は含まれていないが、素掘りの池に貯水した後自然浸透させ排出している。結果的に周辺海域への影響は確認されていないが、排水がどのように浸透し自然環境に排出されているか、自然環境にどの程度の負荷を与える可能性があるかについては、明確に把握されておらず、モニタリングを継続している。 |
| 主要な所見の概要 | 不適合はない。 |
| 審査の決定 | 株式会社ユーグレナには、ミドリムシ（*Euglena gracilis*）、クロレラ（*Chlorella sorokiniana*）についてASC-MSC 海藻（藻類）認証が与えられる。 |

**審査単位**

審査単位は、規準の順守について審査される特定の生産区域（生産者）の範囲を定義する。[3.1参照]

| | |
|---|---|
| 生産区域（生産者）名 | 八重山殖産株式会社 |
| 対象種の一般名称 | ミドリムシ、クロレラ |
| 対象種の学名 | *Euglena gracilis, Chlorella sorokiniana* |
| 生産システム | 陸上養殖 / 人工種苗 |
| 生産区域（生産者）の位置 | 〒907-0242　沖縄県石垣市白保287-14 |
| 資源分布地域 | カテゴリーCiiにつき該当しない。天然種苗は使用しない。 |
| 受入水域 | 沖縄県石垣島白保海岸地域 |
| 生産区域の顧客 | 八重山殖産株式会社 |
| 設備 | 培養器、培養槽、培養プール、分離機、乾燥機、梱包機、冷蔵庫、倉庫、ボイラー |
| 認証単位(異なる場合) | UoCはUoAと同じである。 |

**背景情報**

| | |
|---|---|
| 海藻分類 | Cii。完全な陸上養殖システム。天然種苗の供給は不要。 |
| 生産区域(生産者)の歴史 | 八重山殖産株式会社は1975年に設立された。1978年にクロレラ培養工場が完成し、稼動を開始した。1984年には培養プール13基を増設した。2005年に食品用ミドリムシ屋外大量培養技術を用いた生産体制を構築し、ミドリムシの培養を開始した。2013年に株式会社ユーグレナの子会社となりユーグレナグループに参画した。2015年よりFSSC22000認証を取得。2019年に最初のASC-MSC海藻（藻類）認証を取得。 |
| 収穫時期 | 年間を通じて収穫しており、特定の収穫時期はない。 |
| 対象種の情報 | ミドリムシ、クロレラは光合成によって増える単細胞生物である。夜間に細胞分裂を1度行い、ミドリムシは1回に2分裂、クロレラは4分裂する。ミドリムシ、クロレラは最終的に屋外プールまたは屋外タンクで収穫可能な密度になるまで培養される。培養後は、脱水、乾燥を行い、ミドリムシ、クロレラを粉末として抽出し、袋詰め、箱詰めして出荷する。<br><br>天然種苗は使用しない。 |
| 収穫/生産データ | 2021年度実績：ミドリムシ約64トン／年、クロレラ約58トン／年 |
| 生態系の情報 | 【水生生態系、その状態、および生産単位に影響を及ぼす、または影響を受ける特に敏感な地域、生息地または生態系の特徴。】<br><br>石垣島周辺は西表石垣国立公園に含まれ、サンゴ礁が発達し、また河口部や湾にはマングローブ林や干潟が発達する場所が多くみられ、生物多様性の保全上重要度の高い海域とされている。八重山殖産が立地する沖縄県石垣市白保地区は平坦地または丘陵地であり，農地または牧草地として利用されている。白保地区南端には集落があり，海岸近くまで人家がある。UoAの培養工場は白保地区の住宅地からは少し離れた南端に位置し、沿岸から50mほど内側の陸地に設置されている。周囲は、隣接する社会福祉施設以外は空き地となっている。<br><br>白保地区の海域はサンゴの種の多様性が高い地域として知られているが、UoA側の白保地区南部は国立公園でも普通地域に設定されており、保全対象とはなっていない。海岸には200~300mの幅でアマモ場があり、リュウキュウスガモ、ウミジグサ、ベニアマモなどが生息している。リーフ内にはアオサンゴ等のサンゴ群集が各所に見られ、藻場以外の場所は、サンゴ群集が優占する。UoAに近い海域地点（宮良集落前）でサンゴ礁のモニタリングが実施されており、2007年から2018年までの調査ではサンゴの被度が1%未満、2019年および2020年の調査ではサンゴの被度は5%未満であり、当初からサンゴ類は少なくホンダワラ類やミル類など海藻が繁茂している。水深の浅い岩盤上にハマサンゴ類やキクメイシ類、コモンサンゴ類などが多少見られる程度である。<br><br>【絶滅危惧種、保護対象種（ETP）、またはその他の種で、その状態や関連する管理履歴を含むもの。】<br><br>日本ではサンゴ類において絶滅危惧種6種があげられているが、八重山殖産の敷地の前面海域では、絶滅危惧種のサンゴ類はこれまで確認されていない。また石垣島周辺は環境省及びIUCNにより絶滅危惧種に指定されているウミガメ類3種の産卵が確認されており、当施設の周辺海域でも高頻度ではないがこれまで産卵が確認されている。可能性のあるETP（絶滅危惧・保護対象）種として特定できるのはタイマイ(Eretmochelys imbricata)、アカウミガメ(Caretta caretta)、アオウミガメ(Chelonia mydas)の3種である。しかし、八重山殖産の敷地の前面海域では、ウミガメの産卵事例はまれである。上述の通り、八重山殖産の事業が絶滅危惧種に与える影響として可能性のあるものは排水のみが考えられ、現在排水が絶滅危惧種に影響を与えていると考えられる証拠はない。そのため現在のところ絶滅危惧種に与える影響を低減するための対策も必要ない。<br><br>【具体的な制約事項：例えば、望ましくない種の捕獲の詳細、その保護状況、および適切な削減のための対策など】<br><br>陸上養殖施設であるため、混獲の問題はなく、絶滅危惧種以外の種に与える影響も特に考えられない。<br><br>【重要な環境または懸念源の詳細と、それらへの影響に対処するために必要な措置。】<br><br>八重山殖産では、ミドリムシやクロレラを培養し、分離機で脱水した後の排水を、敷地内の地面を素掘りしたいくつかの池に貯留し、自然浸透により排出している、池から海岸までは100～150m程度である。排水には培養に用いた養分や有機物が含まれるが、毒性のある化学薬品などは一切使用していないため含まれない。排水は地中を浸透し最終的には周辺海域に排出されていると推測される。浸透経路や、最終的にどの程度の成分が海中に排出されるかは不明である。環境省による全国の環境モニタリング調査であるモニタリングサイト1000が2007年から毎年行われており、白保地区の海岸を含む石垣島全体のサンゴ礁モニタリング調査も毎年行われているが、八重山殖産の敷地の前面海域は調査開始時点からもともとサンゴ礁の被度が小さく、調査開始以降目立った変化は起きていない。またそれ以前の調査である第4回自然環境保全基礎調査（1988年～1993年）においても以前からサンゴ礁の被度が小さかったことが示されている。<br>その他影響を与える可能性のある重要な環境側面についても考えられるものはない。<br><br>【累積的影響（例：UoAsの複合的影響）がPI内で考慮される必要があるかどうか。】<br><br>他の養殖施設等との累積的影響が懸念される事項はない。 |
| 管理システム | 【生産単位の管理に関わる機関、生産単位が実施される法的枠組み、および実施される中核的な管理措置に関する情報を含む、管理システムの一般的説明】<br><br>当培養施設は株式会社ユーグレナの子会社である八重山殖産株式会社が管理している。日本では陸上の藻類培養施設に関する特別な法律はなく、一般的な会社と同じ水道法、大気汚染防止法、騒音振動規制法、廃棄物処理法、消防法、労働安全衛生法などが該当する。また食品を扱うため食品衛生法も該当する。水質汚濁防止法については、陸上養殖施設は対象外の事業となっている。自社敷地内における藻類培養であり、一般的な食品会社と同様の形態であるため、他の事業者や地域住民等、他の利害関係者と調整しながら事業を行うことは法律では求められておらず、社内での意思決定により管理がなされている。<br>社内では、製造プロセスや管理内容ごとに部署が設けられ、部門長の下日々の管理が行われている。また部門長間の会議、経営層の会議など、いくつかの会議体が設けられ、社内の責任分担、会社の意思決定方法は明確に規定されており、決定された事項が速やかに実行できる体制が整っている。また現在の管理システムについてもさらによくするよう、問題点を定期的に洗い出し、常に改善が図られている。<br><br>【マネジメントプランの策定に至る協議の内容】<br><br>上記の通り、自社敷地内における藻類培養であり、一般的な食品会社と同様の形態であるため、他の事業者や地域住民等、他の利害関係者と調整しながら事業を行うことは法律では求められておらず、社内での意思決定により管理計画が作成されている。<br><br>【利害関係者との継続的な協議の取り決め】<br><br>特に培養施設の管理内容について社外から意見を受けることはないが、地元の白保地区に居住する従業員にアンケートを行ったり、隣接する社会福祉施設や小学校などに訪問して、積極的に地域貢献を行うために要望を聞く機会を設けている。その際に受けた要望である防災に関連した協力体制を構築する予定。また、小学校、中学校での出前授業を行っている。ユーグレナ社のホームページでは常時意見の受付を行っており、誰でも自由に意見を提出することができる。<br><br>【認識されている参加者を含む、意思決定プロセスまたはプロセスの詳細】<br><br>社内で意思決定がなされており、役職、部門に応じて職務権限が規定され、意思決定すべき内容に基づき規定に基づいた権限者が意思決定を行っている。<br><br>【指定された期間内に目標を達成するために、漁業規制のために合意された措置の記述。これには、一般的及び特定の措置、予防措置、緊急時対応計画、緊急時決定のためのメカニズムなどが含まれる場合がある。】<br><br>自社培養施設において、自社の判断により収穫できるため、収穫に関する規制や、収穫に関し特に配慮すべき事項はない。 |

| | |
|---|---|
| | 【モニタリング、管理、監視および執行のための取り決めと責任の詳細。】<br>自社培養施設内における管理のため、特に外部からの公的な監査等は要求されていない。FSSC22000を取得しており認証機関の定期監査を受けている。法律や規則への適合、管理システムの健全性、安全衛生の状態などを確認するため、社内での自己点検およびユーグレナグループとしてユーグレナ社の監査員による内部監査が定期的に実施され、発見された不適合については改善が図られている。 |
| 従業員 | 【UoAで働く従業員の概要や労働条件など】<br><br>2022年1月12日現在、社員数は44人である。基本的な勤務時間は8:00−17:00で土日が休みの週休2日である。 |
| 周辺地域社会 | 【生産部門に関心を持つ、または影響を受ける公認の利害関係者】<br><br>境界が明確に仕切られた自社敷地内での藻類培養施設であるため、生産区域内で影響を受ける利害関係者は存在しない。日本の法律により、外部の者が無断で会社敷地内に入ることは禁止されている。 |
| | 【UoAによって影響を受ける可能性のあるコミュニティのユーザーまたは活動の詳細、および連絡と調整のための手配】<br><br>境界が明確に仕切られた自社敷地内での藻類培養施設であるため、生産区域内では地域住民による利用や活動はない。敷地に隣接する場所には社会福祉施設があるが、そこの管理者へのインタビューの結果、八重山殖産が特に影響を与えていることはないという回答だった。また最も近い住宅地は培養施設の敷地から森林を挟んで50～100m程度離れている。複数の地域住民へのインタビューの結果、天候や風向きにより藻類の臭いが到達することはあるが、問題となるレベルではないとの回答だった。 |
| | 【生産ユニットへのアクセス権を付与された個人またはグループの詳細、およびそれらの権利の性質の詳細。】<br><br>境界が明確に仕切られた自社敷地内での藻類培養施設であるため、生産区域内で利用権を有する個人、団体は存在しない。 |
| 家族経営の場合の情報 | 家族経営ではない。 |
| 主なマーケット | 当施設で収穫されたミドリムシ、クロレラは、原料粉末として販売される。加工委託先や提携先などで、主に健康食品や通常の食品の原料として使用され、主に日本国内で製品として販売されている。また、ミドリムシについては用途の研究開発が進められており、化粧品原料としても使用され、販売されている。さらに、将来的にはバイオ燃料の原料とすべく、研究開発が進められている。 |
| 当該地域の他の生産区域（生産者） | 【審査対象の生産単位と相互作用する可能性のある、認証対象外の周辺にある他の生産単位の説明】<br><br>当養殖場は境界で区切られた八重山殖産株式会社の管理地内で当社によりのみ運営されているため、他の生産区域（生産者）はいない。 |
| 生産区域が適用範囲に含まれる事を示す記述 | 藻類規準2章の適用範囲に関する要求事項は、以下の通り満たしている。<br><br>2.1 採取または養殖活動は、対象種が海藻の場合のみ認証の対象となる。<br>→UoAで生産している対象種は、ミドリムシおよびクロレラであり、共に藻類である。<br><br>2.2 本規準は、世界中のどの場所におけるどのような規模の事業にも適用され、天然資源の採取と養殖システムによる生産の両方を含む。<br>→UoAは養殖システムによる生産を行っている。<br><br>2.3本規準は、海藻生産区域（生産者）のみに適用される。既存のASCまたはMSC規準の下で評価されているその他の生産区域（生産者）は海藻規準によっていかなる影響も受けない。<br>→UoAで藻類以外の生産を行っていない（生産区域には、ミドリムシおよびクロレラのみが含まれる）。<br><br>2.4 外来種（非在来種）の移入を含む採取または養殖活動は、以下を満たさない限り認証対象にならない：<br>2.4.1 海藻規準に対する認証申請日の、少なくとも20年前に移入されていること。または<br>2.4.2 外来種が水環境から完全に隔離された地上の施設で養殖されていること。<br>→ミドリムシ、クロレラは外来種ではない。<br><br>2.5 認証を望む組織は、少なくとも12ヵ月、もしくは1採取サイクルのうち、どちらか短い期間にわたって操業していなければならない。<br>→UoAでは過去40年以上に渡ってクロレラの生産が行われており、ミドリムシの生産は過去10年以上に渡って行われている。<br><br>2.6 認証を望む組織は、規準に定められた期間を包括する実績データの記録を有していなければならない。<br>→申請者は2019年に最初の認証を取得しており、基準に定められた期間を包括する申請者は十分な実績データを有する。<br><br>2.7<br>変異原性、発がん性、催奇形性のある農薬や、海洋環境、もしくは養殖場、養殖された海藻に毒素が残存する、その他の化学薬品を使用する採取または養殖活動は認証の対象にならない。<br>→申請者は生産工程において毒性の化学薬品を使用していない。製品品質試験などで毒性がある試薬を使う場合があるが、生産工程とは明確に区別されており、生産工程に混入する可能性はない。 |

**審査計画**

| 審査チーム(必要に応じて行を追加/削除) | 氏名 | 資格の概要 |
|---|---|---|
| チームリーダー<br>社会面審査員 | 小川直也 | 小川は環境科学の専門家であり、審査員として5年間で30回以上のASC養殖場認証審査経験を有する。ASC-MSC海藻（藻類）審査員トレーニングを修了している。また小川は社会面の審査員も務める。ASCの社会面の審査を20回以上実施しており、SA8000アドバンスド・コースを修了している。小川は、審査対象の生産区域といかなる利害関係もない。 |
| チームメンバー1 | 糊縞渉 | 学部の卒論は藻類の生物多様性、修士論文は淡水魚病と水質との統計解析。Fishery and Wildlifeの修士号と藻類、魚類、底生生物、水質、植生などの生物調査・解析、環境保全に関する業務経験が5年以上ある。2019年にASC-MSC<br>海藻基準の審査員トレーニングを受講している。 |
| チームメンバー2 | 塚崎千庫 | アミタ株式会社、研修審査員、2019年にASC-MSC<br>海藻基準の審査員トレーニングを受講 |

**現地調査**

| | |
|---|---|
| 現地調査日 | 2022年1月11日、12日 |
| 場所 | 八重山殖産株式会社<br>〒907-0242　沖縄県石垣市白保287-14 |

**聞き取りを行った利害関係者**

| 氏名 | 組織 | 役職 | 受領した意見の概要 |
|---|---|---|---|
| 利害関係者1 | 白保公民館 | 公民館長 | ・培養施設からの異臭はほとんどない。過去の状況は改善された。地域との協力体制構築に期待がある。<br>・培養施設からの騒音、異臭はない。県庁などと一緒に非常時の避難体制の協力を請う予定である。青汁とかクリームなどの製品を割引で提供いただいている。ASC認証の持続可能な生産については聞いたことがある。<br>・年数回にわたり国の要人（大臣、内閣府）の視察先として受け入れてもらい、SDGs関連の説明などをお願いしている。視察については市が提案する場合と視察者の意向により依頼する場合があり、基本的に受けていただける。視察者からの評価は高い。<br>・昨年には数回立ち入り検査で設備の確認を行った。排水の問題はない。関連する苦情もない。研究施設として特定施設に該当しており、4、5年前に検査した際には問題なかった。 |
| 利害関係者2 | 保健所 | 食品関係担当 | |
| 利害関係者3 | 市役所 | 企画政策課 | |
| 利害関係者4 | 社会福祉法人 希望ヶ丘 | 統括施設長 | |
| 利害関係者5 | | | |
| 利害関係者6 | | | |
| *個人情報保護のため、個人名は公開されない。 | | 認証機関からの返答 | 否定的な意見はなく、原則5との関連において、地域との関係は良好に保たれていることを確認した。 |

**ドラフトレポート公開期間前に受領した利害関係者からの書面による意見**

注：審査期間中に利害関係者から書面で提出されたすべての意見（もしあれば）はPDFで付属文書として添付すること。

| 氏名 | 組織 | 役職 | 受領した意見の概要 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

**聞き取りを行った従業員**

| 氏名 | 組織 | 役職 | 受領した意見の概要 |
|---|---|---|---|
| 従業員1 | 八重山殖産株式会社 | クロレラ生産部 | ・作業中に危ないと感じたことは従業員から報告され、安全対策室でヒアリングをして報告書を作成する。報告書はメールや朝礼で全体に共有し、役会でも説明して対策を行う。安全衛生委員会で毎月パトロールを実施している。3ヶ月に1回は安全面のパトロールを行っている。<br>過去3年で従業員の怪我はない。電動工具の取り扱い勉強会を定期的に実施している。毎年2回、救護訓練/避難訓練/消火訓練を実施することになっている。作業環境測定（WBGT値（暑さ指数）は工場内6か所）を行い、毎朝WBGTの予報を行う。朝礼の中でも注意喚起している。<br>・ヒヤリハットの報告書を出すルールがあり、提出している。危険な仕事はない。必要な資格を持っている人員が作業にあたる。新しく資格を取得する場合もある。基本的に残業はないが、急ぎの修理がある場合は残業する。土日は休み。労働組合に加入している。<br>・実験室では有機溶剤を使っているため、適切に処理している。保護具とマスクの着用を徹底している。試薬漏洩に関して年1回の教育を受けている。有機溶剤の取り扱いに際して必要な資格を会社負担で取得している。年1回、ASCに関する教育を受けている。過去の業務中の負傷は労災保険でカバーされた。<br>・危険な作業は特にない。出荷時に腰が痛くなる。高温の機器があり、長袖の作業着を着用している。夏場が暑い。高所作業時は安全帯をつけている。複数人で作業を行う。ハラスメントの研修は受けた。労働組合で従業員から要望が出れば会社と交渉する予定。<br>・危険個所についてはバルブ調整で蒸気量を調整し、火傷をしないように気を付けている。高所作業は無い。フォークリフトを利用する。有給休暇は取得しやすい。資格講習は受けている。部内でも労災報告はない。 |
| 従業員2 | 八重山殖産株式会社 | 安全衛生対策室、室長 | |
| 従業員3 | 八重山殖産株式会社 | 技術部 | |
| 従業員4 | 八重山殖産株式会社 | 出荷業務 | |
| 従業員5 | 八重山殖産株式会社 | 品質管理課 | |
| | | | |
| *個人情報保護のため、従業員の個人名は公開されない。 | | 認証機関からの返答 | 原則4との関連において、従業員の側からも概ね問題はないと考えられていることが確認された。給与水準に関する意見があったが、指標4.5で調査したところ、当社の給与水準が生活賃金を下回っているという事実は確認されなかった。 |

*最終レポートおよび認証レポートのみ*

**ドラフトレポート公開期間に受領した利害関係者からの書面による意見**

| 氏名 | 組織 | 役職 | 受領した意見の概要 |
|---|---|---|---|
| なし | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

審査期間中に利害関係者から書面で提出されたすべての意見（もしあれば）はPDFで付属文書として添付すること。

**審査ツリー**

審査ツリーに含まれる業績評価指標(PI)の最終セットは、表 3 に記されている UoA
の生産区域(生産者)の特性によって定義されなければならない。別段の指示のない限り、各業績評価指標(PI)が採点されなければならない。

| 原則 | 業績評価指標 | 得点項目 | 最低水準 | 適合 | Justification<br>理由 | 目標水準 | Met<br>適合 | Justification<br>理由 | References<br>参照 | Level<br>レベル | Condition (if relevant)<br>条件(該当する場合) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. 資源状態 | 1.1 資源状態 | a.<br>不可逆的な影響と比較した資源状態 | 入手可能な情報によると、資源状態は、採取による不可逆的な影響を受けるレベル、もしくは非常にゆっくりとしか可逆できないレベルよりも上にあることが示唆される。 | 非該当 | 天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。 | 天然資源は最大持続生産量(MSY)(もしくは代替値)にある、あるいはそれに近い辺りを変動している<br><br>または<br><br>入手可能な情報によると、採取による天然資源への影響はわずかで、自然的可変性との違いを検知できる可能性が低く、たとえ検知できたとしても資源動態に影響のない極微なレベルである。 | 非該当 | 天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。 | | 非該当 | |
| | 1.2 採取方策 | a. 採取方策の立案 | 妥当な論拠から判断して、採取方策により、資源状態目標(PI 1.1)に反映された資源管理目的の達成が期待される。 | 非該当 | 天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。 | 採取方策は資源状態に敏感であり、採取方策の各要素は、資源状態目標(PI 1.1)に反映された目的が総合的に果たされよう立案されている。 | 非該当 | 天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。 | | 非該当 | |
| | | b. 採取方策評価 | No minimum level. Go to target level.<br>最低水準はない。目標水準レベル参照。 | | | 採取方策の全面検証は行われてはいないものの、目的を果しているという証拠がある。 | 非該当 | 天然資源や天然種苗を使用しないため、該当しない。 | | 非該当 | |
| | 1.3<br>天然資源の遺伝的特徴への影響 | a. 遺伝的影響 | 採取もしくは養殖により、天然資源の遺伝的特徴に被害が与えられる可能性は低い。 | 非該当 | 培養種の移植・移動がないため、該当しない。 | 採取もしくは養殖により、天然資源の遺伝的特徴に被害が与えられる可能性がかなり低い。 | 非該当 | 培養種の移植・移動がなく、<br>陸上のシステム(カテゴリーC)で、無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境からの採取、海洋環境への影響はないため、該当しない。 | | 非該当 | |
| | | b. . 遺伝的影響の管理 | 天然資源の遺伝的特徴を、遺伝への影響と同等のレベルに維持させることになる措置が講じられている。 | 非該当 | 培養種の移植・移動がないため、該当しない。 | 天然資源の遺伝的特徴を、遺伝への影響と同等のレベルに維持させることになる部分的な方策が講じられている。 | 非該当 | 培養種の移植・移動がなく、<br>陸上のシステム(カテゴリーC)で、無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境からの採取、海洋環境への影響はないため、該当しない。 | | 非該当 | |
| 2.<br>環境への影響 | 2.1 生息域 | a. 海藻の生息域の状態 | UoA<br>が、対象とする海藻の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoA<br>が、対象とする海藻の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性はかなり低い。 | 適合 | UoAはミドリムシおよびクロレラの単離株を陸上の培養施設内で培養している。天然のミドリムシ、クロレラの生息域に影響を与える可能性はない。そのため、UoA<br>が、対象とする海藻の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性はかなり低い。 | | 目標水準 | |
| | | b.<br>頻繁に遭遇するその他の生息域の状態 | UoA<br>が、頻繁に遭遇するその他の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoA<br>が、頻繁に遭遇するその他の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性はかなり低い。 | 適合 | UoAはミドリムシおよびクロレラの単離株を陸上の培養施設内で培養している。培養施設は白保地区の住宅地からは少し離れた南端に位置し、沿岸から50mほど内側の陸地に設置されている。敷地は外部からの侵入を防ぐために壁で囲まれている。周囲には空き地や施設などがあるが、「頻繁に遭遇する生息域」は存在しない。そのため、UoAが、頻繁に遭遇するその他の生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性はかなり低い。 | | 目標水準 | |
| | | c. 脆弱な海洋生態系(VME) | UoAが、VME生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性は低い。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoAが、VME生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性はかなり低い。 | 適合 | 影響を与える可能性のあるVME(脆弱な海洋生態系)としては、培養施設の端から50m程度離れた沿岸域の海洋生態系が考えられる。この海域は西表石垣国立公園の普通地域に指定されており、藻場とサンゴ礁が分布している。珊瑚礁リーフ内にサンゴ群集とともにガラモ場とアマモ場が混生する大群落が多様性の高い空間を形成している。サンゴの種の多様性が高く、八放サンゴ類などで代表される脆弱な生態系を持ち、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として抽出されている。<br>しかし、当施設は陸上培養施設であり、VMEの構造及び機能に直接影響を与える活動(直接の接触、漁業活動、立ち入りなど)はないため、VME生息域の構造及び機能に深刻あるいは不可逆的被害を与えている証拠はなく、将来的にもそのような被害を与える可能性は考えられない。国立公園の規制対象となる活動(漁業、採取など)は行われていない。そのため、UoAが、VME生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を与える可能性はかなり低い(30%以下の可能性)。 | ・西表石垣国立公園指定地図(平成28年4月15日区域更新、環境省作成)<br>・環境省「生物多様性の観点から重要度の高い海域」ウェブサイト<br>・第7回自然環境保全基礎調査　浅海域生態系調査(藻場調査)報告書(2008年9月　環境省自然環境局生物多様性センター) | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.2 生態系の構造と機能 | a. 生態系の状態 | UoA<br>が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性は低い。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoA<br>が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性はかなり低い。 | 適合 | 当施設は陸上培養施設であり、生態系の構造及び機能に直接影響を与える活動（直接の接触、漁業活動、立ち入りなど）はない。培養後の藻類を脱水した後、敷地内の地面を素掘りしたいくつかの池に排水を貯留しており、生産中徐々に自然浸透し、生産終了後に排水が止まってから半年ほどですべて浸透しスラッジのみ残る、この排水は地中を浸透し最終的には周辺海域に排出されていると推測される。そのため養殖施設が影響を与えうる生態系としては施設から50～100mほどの場所にある海岸のサンゴ礁が考えられる。排水には培養に用いた養分や有機物が含まれるものの、農薬や殺虫成分などは含まれない。池からの浸透経路や、最終的にどの程度の成分が海中に排出されるかは不明である。<br><br>UoAは敷地内のため池から使用済み培地が海中に排出されることに関して、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性はかなり低いと判断できる証拠を提示するために、ASC目標計画を作成し、収穫時排水の水質モニタリング（生産時2回／月）、白保海岸の目視モニタリング（1回／3ヶ月）、白保海岸の水質分析（生産時1回／年）を実施している。<br>行動計画に則り、生産時期（2021年8月19日）に、近隣沿岸の7か所と対照区の2か所におい て海水をサンプリングし、沖縄県の許認可を取得している第三者の測定機関に依頼してCOD、T－P、T－Nの分析を行った。この結果をサンゴ礁生態系を健全に維持するための水質指針値と比較したところ、培養施設から直線距離でおよそ3.2km離れたサンプリング地点を含めたすべての地点で優良基準をオーバーしており、リンに関しては不良な基準であった。採水時に海が荒れて濁っていたことから底質が巻き上げられたことによる値への影響が大きいと考えられ、11月7日（生産中）に再調査が行われた。再調査の分析結果では、UoAより直線距離で1.5km離れた宮良湾寄りの地点以外の地点では窒素の値が不良基準ではなく、すべての地点でリンの値が優良基準以内であることが確認された。※沖縄県衛生環境研究所によるサンゴ大規模白化緊急対策会議（2017.04.23）により2009年～2015年の調査結果（年3回、22海域45地点における全窒素（T-N）、全リン（T-P）、濁度、水平透明度、サンゴ被度を調査）に基づき設定されたサンゴ礁生態系を健全に維持するための水質指針値（T-P：年間平均 0.01 mg/L 以下、T-N：年間平均 0.08mg/L 以下）<br>リンの値は環境の影響が強く、全体的に前年の調査結果よりも数値が上がっている窒素に関しては生活排水の影響が大きいと推測しているが、結論を出すに至ってない。2022年も年2回は採水する予定である。<br><br>UoAから50mほど離れた白保海岸の目視モニタリングは2021年3月29日、6月14日、9月3日、12月6日に実施した記録があり、排水の漏洩、異物、生物の大量斃死、赤潮の発生などの異常は発見されず、生産区域由来の被害はなかった。<br><br>過去の環境省等によるモニタリングにおいて、近隣海域のサンゴの被度に長年変化がないこと、白保海岸の水質分析結果は施設近隣と対照区に差がなく、サンゴ礁保全のための水質指針値に照らし合わせても不良基準ではなかったこと、排水の水質モニタリングや白保海岸の目視モニタリングでも異常はみられなかったことから、当施設が生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすまでの影響を与える可能性はかなり低いと判断できた。 | ・西表石垣国立公園指定地図（平成28年4月15日区域更新、環境省作成）<br>・第13期八重山雑産ASC目標計画（ユーグレナ社作成　2021年12月9日付）<br>・計量証明書　全窒素、全リン、COD濃度　（沖縄環境分析センター　2021年9月21日付、2021年11月7日付）<br>・採水分析結果まとめ（ユーグレナ社作成　2021年11月30日付）<br>・陸域からの環境負荷対策について（サンゴ大規模白化緊急対策会議 2017.04.23、沖縄県衛生環境研究所）<br>・白保海岸モニタリング記録(2021/12/6など3ヶ月に一度) | 目標水準 | |
| | 2.3 ETP 種 | a. 個体群／資源への UoA の影響は、適用される国内もしくは国際的な規制の範囲内にある。 | 国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP<br>種に関する規制が設けられている場合、UoA<br>の影響について把握されており、そうした規制の範囲内にある可能性が高い。 | 非該当 | 目標水準の所見を参照。 | 国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP種に関する規制が設けられている場合、UoA<br>と他の認証されている海藻・藻類UoAの複合的な影響について把握されており、そうした規制の範囲内にある可能性がかなり高い。 | 非該当 | 周辺海域で想定されるETP種（絶滅危惧・保護種）はサンゴ類、海藻・海草類、ウミガメ類である、沖縄県レッドデータブック、環境省海洋生物レッドリスト、IUCNレッドリスト、その他周辺での各種生物調査結果を参照した。その結果、海藻・海草類ではETP種は確認されなかった。日本ではサンゴ類において絶滅危惧種6種があげられているが、八重山雑産の敷地の前面海域では、絶滅危惧種のサンゴ類はこれまで確認されていない。UoAから5kmほど離れた、赤土の流入が問題になっている白保轟川の河口に近い海域ではホンダワラ属藻類（コバモク（絶滅危惧Ⅱ類（VU））が発見されているが、藻類・海藻類に関しては干出とともに波あたりや底質と水深が重要な制限要因と考えられており、UoAから影響を受ける可能性はかなり低い。<br>石垣島周辺は環境省及びIUCNにより絶滅危惧種に指定されているウミガメ類3種の産卵が確認されており、当施設の周辺海域でも高頻度ではないがこれまで産卵が確認されている。以上から、可能性のあるETP種として特定できるのはタイマイ（*Eretmochelys imbricata*）、アカウミガメ（*Caretta caretta*）、アオウミガメ（*Chelonia mydas*）の3種である。<br><br>他の認証された海藻・藻類UoAはないため、ETP種に対する複合的な影響はない。 | ・沖縄県レッドデータブック（動物編第3版、平成29年3月）<br>・沖縄県レッドデータブック（菌類・植物編第3版、平成30年3月）<br>・環境省レッドリスト2020<br>・環境省海洋生物レッドリスト（2017）<br>・IUCNレッドリスト（タイマイ：2008年、アカウミガメ：2017年、アオウミガメ：2004年）<br>・第7回自然環境保全基礎調査　浅海域生態系調査（藻場調査）報告書（2008年9月環境省自然環境局生物多様性センター）<br>・西表石垣国立公園石西礁湖及びその近隣海域におけるサンゴ礁モニタリング調査報告書（2007～2020年　環境省自然環境局生物多様性センター）<br>・環境省モニタリングサイト1000（サンゴ類：平成19年度から平成29年度までの毎年の報告書、ウミガメ類：平成27年報告書）<br>・西海区水産研究所：八重山諸島・石垣島におけるウミガメ類の産卵実態（平成11年度）<br>・WWF<br>ジャパン：石垣島・白保サンゴ礁での調査概要と結果まとめ（2012年3月） | 非該当 | |
| | | | | | | | | ETP種に関する規制としては、種の保存法、鳥獣保護法、自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法などが該当するが、当培養施設に関して規制対象となる活動はない、また国内法およびIUCNレッドリストでは、3種のウミガメとも、故意でなく死亡させてしまう数には制限はない。そのため、本項目は採点対象外となる。 | ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（2021年1月4日改正）<br>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（2019年12月14日改正）<br>・自然環境保全法（2020年1月1日改正）<br>・自然公園法（2020年12月1日改正）<br>・文化財保護法（2021年6月14日改正） | | |
| | | b. 直接的な影響 | UoA<br>による既知の直接的影響が、ETP<br>種の回復を妨げることにならない可能性が高い。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoA による直接的影響が、ETP<br>種の回復を妨げることにならない可能性がかなり高い。 | 適合 | 藻類培養施設は会社の敷地内の陸上システムであり、施設は海岸に立地しているものの、施設の周壁によって浜辺と明確に切り離されている。自然環境に直接的影響を与えていない。また、施設内や隣接地にウミガメの産卵に適した環境はないため、施設の存在がウミガメの再生産を妨げていない。UoAは地域から防犯に関連した要望を受けて施設の陸地側に最低限の照明を設置しているが、ウミガメの産卵に影響を与えうる光や騒音は発生させていない。海洋環境や陸上の自然環境への直接的な影響はないため、ETP種への直接的な影響もない。そのため、UoAによる直接的影響が、ETP種の回復を妨げることにならない可能性はかなり高い。 | | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | c. 間接的な影響 | Go to target level<br>目標水準レベル参照。 | | | UoA<br>の間接的な影響についても考慮されており<br>、容認出来ない影響を与えない可能性がか<br>なり高いと考えられる。 | 適合 | ウミガメの制限要因は産卵場所の悪化、混獲、食用捕獲であり、飲地内に素掘りした池に貯留され自然浸透して周辺海域に排出された排水が後にウミガメに影響を与える要素は想定されない。2004年からの環境省モニタリングサイト1000の調査により、日本全体では、アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイとも産卵回数は年による増減が見られるが一貫した減少傾向は見られない。、ウミガメ類の個体数に大きな変化が起きているとは考えられず、当施設が負の影響を与える可能性は非常に小さい。そのため、UoA<br>の間接的な影響についても考慮された結果、容認出来ない影響を与えない可能性がかなり高い（80%以上）と考えられる。 | ・沖縄県レッドデータブック（動物編第3版、平成29年3月）<br>・沖縄県レッドデータブック（菌類・植物編第3版、平成30年3月）<br>・環境省レッドリスト2020<br>・環境省海洋生物レッドリスト（2017）<br>・IUCNレッドリスト（タイマイ：2008年、アカウミガメ：2017年、アオウミガメ：2004年）<br>・環境省モニタリングサイト1000（サンゴ類：平成19年度から平成29年度までの毎年の報告書、ウミガメ類：平成27年報告書）<br>・西海区水産研究所：八重山諸島・石垣島におけるウミガメ類の産卵実態（平成11年度）<br>・WWF<br>ジャパン：石垣島・白保サンゴ礁での調査概要と結果まとめ（2012年3月） | 目標水準 | |
| | | d. 管理方案を講じている。 | ETP 種への UoA<br>関連の影響を最小限に抑えるための措置が講じられており、ETP<br>種の保護に関する国内および国際的な要求事項に適合している可能性がかなり高いことが期待されている。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | ETP<br>種の死亡を最小限に抑えるための措置など<br>、ETP<br>種への影響を最小限に抑えるための方策<br>が講じられており、ETP<br>種の保護に関する国内および国際的な要<br>求事項に適合している可能性がかなり高い<br>ことが期待されている。 | 適合 | ウミガメの繁殖への影響を最小限に抑えるために自然公園法や海岸法で車両の乗り入れ規制がある場合があるが、UoAの地域は対象外である。UoAは地域から防犯に関連した要望を受けて施設の陸地側に最低限の照明を設置しているが、ウミガメの産卵に影響を与えうる光や騒音は発生させていない。国内および国際的な要求事項に適合している可能性がかなり高い。<br><br>排水がウミガメ影響しているとはほとんど考えにくいが、直接排水ではなく素掘りの池に一旦貯留し自然浸透により排出することで、ETP種への影響の可能性を最小限に抑えている。ウミガメの保護手法で重要視され求められているのは海岸の自然状態での種持であり、浸透による排水が海岸に影響を与えることはほとんど考えられないため、保護に関する要求事項にも適合している。<br><br>ETP種への影響を最小限に抑えるための方策が講じられており、ETP種の保護に関する国内および国際的な要求事項に適合している可能性がかなり高い。 | 環境省ウミガメ保護ハンドブック（2007年3月改定） | 目標水準 | |
| | | | または | | | または | | | | | | |
| | | | ETP<br>種の保護および回復に関する国内および国際的な要求事項がない場合には、UoA が ETP<br>種の回復を妨げないことを確実にすると期待される措置が講じられている。 | 非該当 | 上記参照。 | ETP<br>種の保護および回復に関する国内および国際的な要求事項がない場合には、UoA が ETP<br>種の回復を妨げないことを確実にすると期待される方策が講じられている。 | 非該当 | 上記参照。 | | | 非該当 | |
| | | e. 管理方策の評価 | 措置は妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoA<br>および/もしくは対象となる種に関する直接的なデータから判断して、措置/方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある。 | 適合 | サンゴ被度の調査、藻場調査、ウミガメの産卵数調査結果などを確認しても当施設周辺でETP種の生息域減少や産卵率の低下は確認されておらず、措置は効果的と判断できた。そのため、UoA<br>および対象となる種に関する直接的なデータから判断して、措置/方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある。 | | 目標水準 | |
| | | f. 管理方策の実施 | Go to target level<br>目標水準レベル参照 | | | 措置/方策が効果的に実施されて成功している証拠がいくらかある。 | 適合 | 上記方策を実施している。 | | | 目標水準 | |
| | | g. ETP<br>種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の見直し | UoA 起因の、ETP<br>種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが行われている。 | 非該当 | UoA起因のETP種の死亡はないため該当しない。 | UoA 起因の、ETP<br>種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。 | 非該当 | UoA起因のETP種の死亡はないため該当しない。 | | | 非該当 | |
| | 2.4 その他の種 | a. 主要な種の資源状態 | その他の主要な種の状態は、生物学的限界よりも高いレベルにある可能性が高い。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | 主要な種の状態は、生物学的限界よりも高いレベルにある可能性がかなり高い。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | | | 目標水準 | |
| | | | または<br>その他の主要な種の状態が生物学的限界に満たない場合、UoA<br>がその回復と再生を確実に妨げないようにする措置が講じられている。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | または<br>その他の主要な種の状態が生物学的限界に満たない場合、回復の証拠がある、もしくは当該種を主要種とする UoA<br>および他のすべての海藻認証を有する<br>UoAの間に、集合的に回復と再<br>生を妨げないようにするために確実に効果のある方策が講じられている。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | | | 目標水準 | |
| | | b. 管理方策が講じられている | 主要種の資源状態が生物的限界より高いレベルである可能性がかなり高く、そのレベルを維持、もしくはそのレベルまでの回復を妨げないことが期待できる、もしくは確実に妨げないための措置が、必要に応じて、UoA で講じられている。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | 主要種の資源状態が生物的限界より高いレベルである可能性がかなり高く、そのレベルを維持、もしくはそのレベルまでの回復を妨げないことが期待できる、もしくは確実に妨げないための部分的方策が、必要に応じて、UoA で講じられている。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | | | 目標水準 | |
| | | c. 管理方策の評価 | 措置は一般的な経験や理論、類似のUoA<br>や種との比較といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | UoA<br>および/もしくは対象となる種に関する直接的なデータから判断して、措置/部分的方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある程度ある。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | | | 目標水準 | |
| | | d. 管理方策の実施 | Go to target level<br>目標水準レベル参照。 | | | 措置/部分的方策が効果的に実施されて成功している証拠がいくらかある。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | | | 目標水準 | |
| | | e. 代替措置の検討 | UoA<br>起因の、不要な主要種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が行われている。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | UoA<br>起因の、不要な主要種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。 | 適合 | 陸上培養施設のため、混獲は起こらず、その他の種に与える影響はない。 | | | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2.5<br>廃棄物管理および汚染防止 | a. 廃棄物の削減 | UoA<br>から生じた廃棄物の削減を促す措置がある程度講じられている。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoA<br>から生じた廃棄物の削減が期待できる方策が講じられている。 | 適合 | 当施設からの廃棄物として、規格外製品、収穫排水、培養が失敗した時の廃液、設備、廃薬品が該当する。「廃棄物・廃品の取り扱い方針」が作成されている。<br>また「第13期　八重山種苗　ASC目標計画」に今年度の廃棄物削減に向けたプロセスが記載されている。<br>それぞれの廃棄物の削減に向け、検討や実行の年間スケジュールが作成されており、実行状況は関連する会議の議事録などに記録されている。<br><br>2023年12月までに、2022年12月期比で1種類以上の産業廃棄物の生産量当たりの排出量を削減する目標を設定している。削減量を把握するために散地内の廃棄物を2021年度内に一旦すべて撤去した。今後定期的（年に2回、半年毎）に種類別に廃棄物を処分することで生産物当たりの廃棄物量を把握すべくモニタリングを行っている。<br>さらに毎月の産廃発生量（種類別）も記録されている。処理の記録（マニフェスト）が保存されている。<br>今後目標に対する達成状況の確認を行い、その後の対応を検討していくことで、廃棄物の削減が期待できる方策となっている。<br><br>UoA から生じた廃棄物の削減が期待できる方策が講じられている。 | ・希少種/生物多様性/配慮・廃棄物削減・エネルギー削減に関する目標行動計画<br>・第13期　八重山種苗　ASC目標計画<br>・産業廃棄物処理マニフェスト | 目標水準 | |
| | b.<br>化学および炭化水素系廃棄物 | UoA<br>から生じた化学および炭化水素系廃棄物の削減を促す措置がある程度講じられている。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoA<br>から生じた化学および炭化水素系廃棄物の削減が期待できる方策が講じられている。 | 適合 | 炭化水素系廃棄物としてはコンプレッサーオイルがほとんどである。コンプレッサーの稼働時間の工夫により稼働時間を短縮することで、オイルの使用可能期限を延ばすことに取り組んできた。これまでも、2011年から設備を改善し、オイル廃棄量を年間約24リットル削減した実績がある。<br>今後は上記の廃棄物削減の方策のとおり、廃油を定期的に産廃として処理し廃棄量を把握して生産量あたりの廃棄量を削減する目標である。毎月の廃油発生量と処理の記録（マニフェスト）が記録されている。<br><br>化学薬品は品質検査のみに使用し、製品の製造工程では一切使用しない。<br><br>以上のことから、審査チームは、UoA<br>から生じた化学および炭化水素系廃棄物の削減が期待できる方策が講じられていると判断した。 | ・廃棄物・廃品の取り扱い方針<br>・機械油の処理マニュアル<br>・産業廃棄物処理マニフェスト<br>・実験系廃液の処理マニュアル<br>・希少種/生物多様性/配慮・廃棄物削減・エネルギー削減に関する目標行動計画<br>・第13期　八重山種苗　ASC目標計画 | 目標水準 | |
| | c.<br>化学薬品および炭化水素系物質の流出 | UoA<br>で使用されている化学薬品および炭化水素系物質の流出防止措置がある程度講じられている。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | UoA<br>で使用されている化学薬品や炭素系水素系物質の流失防止および対処計画が講じられている。 | 適合 | 「重油流出時の応急対応マニュアル」「実験系廃液の廃液流出と火災への対応マニュアル」がある。<br>重油は専用タンクに保管され通常使用では流出は起こらないよう管理されている。重油タンクは定期的に点検されている。毎月の点検記録を確認した。<br>廃液処理が必要な化学薬品は実験室での品質検査などのみで使用し、製品の製造工程では一切使用しない。薬品は使用量を都度記録し、月1回棚卸をしている。廃液は二次洗浄液まで専用タンクに入れて専用置場に保管し、タンクにたまったら専門業者に処理を委託している。実験室内に廃液などが流出した場合は設置してある吸着マットを使用して対応する手順である。現場審査で上記の状況を確認した。<br>廃液処理などに関して定期的に教育が実施されている。2021年6月21日に重油流出時の対応について、2021年12月17日に廃棄物処理マニュアルに関して教育が行われた。試薬管理と漏洩時の対応は毎年教育されており、直近では2021年6月28日に実施された。<br><br>以上のことから、UoA で使用されている化学薬品や炭素系水素系物質の流失防止および対処計画が講じられている。 | ・機械油の処理マニュアル<br>・重油流出時の応急対応マニュアル<br>・重油タンク点検表（2021年12月23日など）<br>・実験系廃液の処理マニュアル<br>・実験系廃液の廃液流出と火災への対応マニュアル<br>・薬品庫記録（2021年7月15日など）<br>・試薬使用記録（2021年12月21日など）<br>・教育訓練記録(2021年12月17日など） | 目標水準 | |
| 2.6<br>有害生物および病気の管理 | a.<br>有害生物および病気の拡散 | 有害生物および病気の拡散防止が期待できる部分的方策が講じられている。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 有害生物および病気の拡散防止が期待できる方策が講じられている。 | 不適合 | 培養プール内にカビや他の微生物などが混入し増殖する可能性はあるが、ミドリムシやクロレラそのものに感染する細菌、ウイルスなどはこれまで確認されておらず、社外での報告事例もない。<br>毎日顕微鏡で培養液を確認しており、異変があれば検出可能である。検査マニュアルがある。万が一汚染や病気が発生すれば熱滅菌して廃棄する。<br>万が一有害生物および病気が発生した場合の方策として「病気感染時の処理手順」(2018年11月15日付）が文書化されている。処理手順には藻類の病気感染、そして病気感染時の処理フローが記載されている。<br>処理フローには異常発見時からの指揮命令系統および、現場での処理方法が記載されていた。この手順書によって有害生物および病気の拡散防止が期待できる方策が講じられたと判断された。 | ・病気感染時の処理手順（2018年11月15日） | 目標水準 | |
| 2.7 エネルギー効率 | a.<br>エネルギー使用のモニタリング | 生産区域（生産者）で使用されるエネルギーに関する情報がいくらかある。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 生産のために利用されるエネルギーのモニタリングが行われ、エネルギー効率の向上を図るための継続的な努力が行われている証拠がある。 | 適合 | 電気、LPG、重油の生産単位当たりの使用量を毎月記録し、モニタリングを行っており、毎月の安全衛生委員会で異常値がないか確認している。毎月のエネルギー使用量が記録されている。「第13期　八重山種苗　ASC目標計画」に電気、水、ガス、重油の使用量モニタリング結果が記録されていることを確認した。<br>「第13期　八重山種苗　ASC目標計画」にエネルギー削減に向けたプロセスが記載されている。<br>長期目標：2022年12月期(2021年1月～2022年12月）は、2017年9月期（2016年10月～2017年9月）の電気、水、ガス、重油の使用量のいずれかにおいて生産量あたり使用量平均3%以上の削減を達成する目標を設定している。<br><br>機械の稼働方法や生産工程の工夫により、日々エネルギー使用量の低減に努めている。エネルギー使用量に異常値が出た際には各部署長にアラートメールが出て、すぐに確認できる体制になっている。<br>コンプレッサーの消費電力削減が見込めるインバーター付きコンプレッサーが2台導入された。また、コンプレッサーのレシーバータンクの消費電力が大きいことが認識されており、消費電力の削減が見込める新規レシーバータンクを増設予定である。<br>以上のことから、生産のために利用されるエネルギーのモニタリングが行われ、エネルギー効率の向上を図るための継続的な努力が行われている証拠がある。 | ・第13期　八重山種苗　ASC目標計画<br>・電気、水、ガス、重油の使用量モニタリング記録（2021年度） | 目標水準 | |
| | b. 機材の保守・整備記録 | 船舶や発動機等の機材に関する保守・整備記録がある。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 船舶や発動機等の機材に関する最新の保守・整備記録を提示することができる。 | 適合 | 点検が必要な機器のリスト（設備機器保守点検表）がある。<br>ボイラー、スプレードライヤー、LPGタンク、重油タンク等の点検記録がある。設備により日常点検、月次点検などが定められ、実行されている。サンプルでボイラ点検記録と重油タンク点検記録を確認した。<br>船舶や発動機等の機材に関する最新の保守・整備記録を提示することができる。 | ・ボイラー点検記録（2021年12月24日など）<br>・重油タンク点検表（2021年12月23日など）<br>・設備機器保守点検表 | 目標水準 | |
| 2.8 移植・移動 | a. 移植・移動の影響 | 種の移植・移動により、病気や有害生物、<br>病原体、非在来種が周辺の生態系に移入される可能性は低い。 | 非該当 | 陸上施設内での培養であり、培養種の移植・移動がないため、該当しない。 | 種の移植・移動により、病気や有害生物、<br>病原体、非在来種が周辺の生態系に移入される可能性はかなり低い。 | 非該当 | 陸上施設内での培養であり、培養種の移植・移動がないため、該当しない。 | | 非該当 | |
| | b. 移植・移動管理方策の評価 | 種の移植・移動から、周辺の生態系を保護することが期待している部分的方策が、得点項目<br>a（目標水準）で定められた影響レベルにあわせて講じられている。 | 非該当 | 陸上施設内での培養であり、培養種の移植・移動がないため、該当しない。 | 種の移植・移動から、周辺の生態系を保護することが期待している方策が、得点項目<br>a（目標水準）で定められた影響レベルにあわせて講じられている。 | 非該当 | 陸上施設内での培養であり、培養種の移植・移動がないため、該当しない。 | | 非該当 | |
| 2.9 外来種の移入 | a. 外来種の管理 | 外来種の存在によって起こる生態系への影響の進行を防止するための部分的方策がある。 | 非該当 | 外来種ではないため該当しない。 | 外来種の存在によって起こる生態系への影響の進行を防止するための方策がある。 | 非該当 | 外来種ではないため該当しない。 | ・淡水微生物図鑑（月井雄二著、2010年3月）<br>・光合成事典（日本光合成学会編、2015年4月） | 非該当 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3. 効果的な管理 | 3.1<br>法的および/もしくは慣習的枠組み | a.<br>法や規範と効果的な管理の適合性 | 本規準の原則に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、必要に応じて他者と組織立った有効な連携が行われている。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 本規準の原則に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、必要に応じて他者と組織立った有効な連携が行われている。 | 適合 | ミドリムシ、クロレラは国際協力による管理対象資源の対象ではない。日本では陸上の藻類培養施設に関する特別な法律はなく、一般的な会社と同じ法律が該当する。また食品を扱うため食品衛生法も該当する。水質汚濁防止法については、研究設備のみ該当しており、陸上養殖施設は対象外の事業となっている。自社敷地内における藻類培養であり、一般的な食品会社と同様の形態であるため、他の事業者や地域住民等、他の利害関係者と調整しながら事業を行うことは法律では求められておらず、社内での意思決定により管理がなされている。 | ・水道法（2019年10月1日改正）<br>・大気汚染防止法（2021年4月1日改正）<br>・騒音規制法（2016年4月1日改正）<br>・振動規制法（2016年6月1日改正）<br>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（2020年4月1日改正）<br>・消防法（2021年9月1日改正）<br>・労働安全衛生法（2020年4月1日改正）<br>・食品衛生法（2021年6月1日改正）<br>・水質汚濁防止法（2020年4月1日改正）（規制対象外） | 目標水準 | |
| | | | | | | | | 原則4の社会的責任に関する法体系としては、憲法（4.3差別の禁止、4.6結社と団体交渉の自由）、労働基準法（4.1児童労働の禁止、4.2強制、債務、もしくは賦役労働の禁止、4.3差別の禁止、4.5公正かつ適正な賃金、4.8労働時間）、男女雇用機会均等法（4.3差別の禁止）、障害者の雇用の促進等に関する法律（4.3差別の禁止）、労働安全衛生法（4.4健康、安全）、労働者災害補償保険法（4.4保険）、最低賃金法（4.5公正かつ適正な賃金）、労働組合法（4.6結社と団体交渉の自由）、労働契約法（4.7懲罰行為）などがあり、有効である。 | ・憲法（昭和21年11月3日公布）<br>・労働基準法（2020年4月1日改正）<br>・男女雇用機会均等法（2020年6月1日改正）<br>・障害者の雇用の促進等に関する法律（2020年6月1日改正）<br>・労働安全衛生法（2020年4月1日改正）<br>・労働者災害補償保険法（2020年9月1日改正）<br>・最低賃金法（2015年8月1日改正）<br>・労働組合法（2016年4月1日改正）<br>・労働契約法（2020年4月1日改正） | | |
| | | | | | | | | 原則5の地域社会との関係に関する法体系としては、漁業に関する事項は漁業法またそれに基づき各漁協が定める漁業権行使規則（5.1地域社会への影響、5.4生産区域（生産者）または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向、5.5重要な装備の識別および回収、5.7放棄された生産区域（生産者））に基づき管理されている。また、訴訟手続きについては民事訴訟法（5.2対立の解決）、先住民族は日本では北海道のアイヌ民族が該当し、アイヌ文化振興法（5.3先住民族の権利）が制定されている。騒音、悪臭については、騒音規制法、悪臭防止法（5.6騒音、悪臭）で規制されている。先書を規制する全国的な法律はないが、各自治体で光害防止条例を制定するところがある。しかし石垣市にはない。<br>八重山殖産は陸上の決められた敷地内で事業を行っているため、他者との連携が必要な項目はないが、上記の通り、本規準の原則に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系がある。 | ・漁業法（2020年12月1日改正）<br>・民事訴訟法（2020年10月1日改正）<br>・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（2021年9月1日改正）<br>・騒音規制法（2016年4月1日改正）<br>・悪臭防止法（2015年8月1日改正） | | |
| | | b. 権利の尊重 | 食糧供給を採取または養殖に依存し、あるいはそれらで生計を立てている人々の法的権利をおおよそ尊重する法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは本原則の目標に準じたものである。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 食糧供給を採取または養殖に依存し、あるいはそれらで生計を立てている人々の法的権利を守る法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは本原則の目標に準じたものである。 | 適合 | 一般的に日本において海面や内水面で漁業や養殖業で生計を立てている人々の法的権利は、漁業法によって漁業権として守られており、管理システムとして確立されている。<br>そのため、食糧供給を採取または養殖に依存し、あるいはそれらで生計を立てている人々の法的権利を守る法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは本原則の目標に準じたものである。<br>本件の場合は、境界が明確に仕切られた自社敷地内での藻類培養施設であるため、地域住民の食糧の採取や養殖の権利に与える影響はない。 | | 目標水準 | |
| | 3.2 意思決定プロセス | a. 目標 | 本規準の原則の成果達成に合致した意思決定の指針となる目標が、生産区域（生産者）の管理方針の中に暗黙に組み込まれている。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 本規準の原則の成果達成に合致した短期および長期目標が、生産区域（生産者）の管理方針の中に明確に打ち出されている。 | 適合 | 八重山殖産は「世界中の人々の健康に貢献する企業」、「沖縄県が誇る美しい自然と調和、共生する企業」を経営理念として掲げている。<br>そして、具体的な計画として、「希少種（生物多様性）配慮・廃棄物削減・エネルギー削減に関する目標・行動計画」、「社員に対する社会的責任と地域社会との関係に関する目標・行動計画」を作成した。現状取り組み可能な内容について長期（2022年まで）、短期（2019年まで）の目標を立てている。目標に対する行動計画を作成し、実行している。目標は随時更新しており、2022年12月までの進捗をみて次年度以降の計画を立てる予定。 | ・八重山殖産株式会社　経営理念<br>・八重山殖産株式会社　ビジョン<br>・希少種（生物多様性）配慮・廃棄物削減・エネルギー削減に関する目標<br>・社員に対する社会的責任と地域社会との関係に関する目標・行動計画<br>・第13期　八重山殖産　ASO目標計画 | 目標水準 | |
| | | | | | | | | 原則2関係<br>達成すべき成果：希少種（生物多様性）配慮<br>長期目標：2022年12月までに2019年比（2017年10月～2019年4月）で生産物当たりの排水汚濁負荷量を減少させる。<br><br>達成すべき成果：廃棄物削減<br>長期目標：2023年12月までに、2022年12月期比で1種類以上の産業廃棄物の生産物当たりの排出量を削減する。<br>短期目標：2022年12月までに、廃棄物削減目標に使用できる生産物当たりの廃棄物量の原単位を把握する。<br><br>達成すべき成果：エネルギー削減<br>長期目標：2022年12月期(2021年1月～2022年12月)は、2017年9月期の電気、水、ガス、重油の使用量のいずれかにおいて生産量あたりの使用量を平均3%以上の削減を達成する。 | | | |
| | | | | | | | | 原則4関係<br>達成すべき成果：社員に対する社会的責任<br>長期目標・短期目標：労働安全衛生に配慮した職場環境を提供し、労災ゼロ記録を更新し続け、笑顔で出勤して頂き、元気に帰宅頂く職場とする。<br><br>原則5関係<br>達成すべき成果：地域社会との関係構築<br>長期目標・短期目標：創業当初から築いてきた白保地区との信頼関係を維持しつつ、定期的なコミュニケーションを継続することにより、その関係を発展させる。<br><br>以上から、本規準の原則の成果達成に合致した短期および長期目標が、生産区域（生産者）の管理方針の中に明確に打ち出されている。 | | | |
| | | b. 意思決定プロセス | 生産区域（生産者）の明確な目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスがいくらかある。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 生産区域（生産者）の明確な目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスが確立されている。 | 適合 | 職務権限規程で役職ごとの権限が定められており、意思決定プロセスは明確になっている。管理者や従業員への聞き取りの結果、このプロセスが運用されていることを確認した。<br>したがって、生産区域（生産者）の明確な目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスが確立されている。 | ・職務権限規程 | 目標水準 | |
| | | c. 意思決定プロセスの対応性 | 関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された深刻な問題に対し、<br>透明性のある、タイムリーに順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたら<br>す広義の影響についてもある程度考慮されている。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定されたあらゆる問題に対し、透明性のある、タイムリーに順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。 | 適合 | 製品クレーム対応や苦情処理などの問題は明文化された手順に従う。安全衛生に関する問題は安全衛生委員会で検討し、必要に応じて役員会で意思決定を行う。取締役会は月一回行われ、ユーグレナ社の監査役や財務担当執行役員が陪席する。常務会が毎週行われ、中長期の問題などに関して取締役が決定する。これらの会議の議事録が作成されている。問題のレベルに応じた透明性のあるタイムリーな対応がとられていることを管理者、従業員へのインタビューで確認した。<br>したがって、関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定されたあらゆる問題に対し、透明性のある、タイムリーに順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。 | ・インタビュー<br>・安全衛生対策会議議事録（2021年12月21日）<br>・取締役会議事録 | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | d. 予防的アプローチの適用 | | | | 意思決定プロセスでは、利用可能な最善の情報に基づいた予防的アプローチがとられている。 | 適合 | ヒヤリハット報告書、危険予知訓練活動が行われ事故が未然に防がれている。<br>予防的対応として、フードディフェンス強化のために施設西側に防御柵策を設置、また海側には仮付けのドアを設置することで外部からの侵入を防いでいる。業務中の事故を防ぐ活動は続いており、無事故記録を800日から1200日に延ばすように日々の業務を行っている。また、ユーグレナ社グループでモチベーションクラウドサーベイを導入し、目安箱のような匿名のアンケート調査を実施している。<br>問題が起こってから対処するのではなく、問題が起こらないように様々な対策が検討され実行されていることを、マネジメントインタビューや日々の活動記録などで確認した。<br>したがって、意思決定プロセスでは、利用可能な最善の情報に基づいた予防的アプローチがとられている。 | ・インタビュー<br>・ヒヤリハット報告書（2021年7月16日）<br>・危険予知訓練活動記録（2021年11月26日） | 目標水準 | |
| | | e.<br>管理システムおよび意思決定プロセスにおける説明責任と透明性 | 生産区域（生産者）の業績および管理活動に関するある程度の情報は、要請があればステークホルダーに提供される。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 要請があれば、生産区域（生産者）の業績および管理活動に関する情報がステークホルダーに提供され、調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、どのようなことが行われ、あるいは行われなかったかについての説明がなされている。 | 適合 | ステークホルダーからの情報提供要請の事例はこれまでなかった。しかし、ユーグレナ社のホームページでニュースを発信している、またミドリムシに関する研究レポートをホームページで積極的に公開している。ユーグレナ社より、子会社を含むコーポレートガバナンスの状況が公開されている。ステークホルダーから要請があれば、商業上の機密情報を除き、情報は提供可能である。<br>八重山雑産での製造工程がウェブサイトにて公開されている。単離培養株が陸上施設で培養されていることが公表されており、採取/養殖場資源の持続可能性に影響を及ぼす管理活動を行っていない事実をステークホルダーが確認できる。<br>要請があれば、生産区域（生産者）の業績および管理活動に関する情報がステークホルダーに提供され、調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、どのようなことが行われ、あるいは行われなかったかについての説明がなされている。 | ・株式会社ユーグレナ ホームページ<br>http://www.euglena.jp/news/c/release/.<br>http://www.euglena.jp/research/<br>https://www.euglena.jp/companyinfo/sustainability/governance/ | 目標水準 | |
| | | f. 論争に対するアプローチ | 管理当局もしくは生産区域（生産者）は、継続して提訴の対象になっていたとしても、持続可能な生産区域（生産者）のための法律や規定に繰り返し、背くといった法を軽視、あるいは無視する姿勢をとっていない。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 管理当局もしくは生産区域（生産者）は、提訴に対する判決に対し、タイムリーに従う姿勢を示している。 | 適合 | 苦情や訴訟などの具体例はないため、要求事項に基づき、目標水準となる。問い合わせには適宜対応し、記録に残している。八重山雑産では苦情処理手順を作成しており、苦情を受けた場合は手順に従い対応する。 | ・苦情処理手順（2021年5月31日） | 目標水準 | |
| | 3.3 遵守および施行 | a.<br>MCS（モニタリング、統制、監視）の実施 | 生産区域（生産者）をモニタリング、統制および監視するメカニズムが存在し、効果を上げているという期待が相応に持てる。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 生産区域（生産者）に対するモニタリング、統制および監視システム（MCS）が実施されており、適切な管理措置、方策および/もしくは規定の遵守に有効であることが実証されている。 | 適合 | 法律に関しては取締役会で自主点検表（遵守すべき法律）を作成し、担当者が確認している。ユーグレナグループとしての内部監査を行っており、八重山雑産も数年おきに内部監査を受けている（直近では2019年に実施）。<br>ISO22000を取得しており、外部の認証機関からの監査を受けている。<br>ユーグレナ社より、子会社を含むコーポレートガバナンスの状況が公開されている。<br>また、法令順守については常に国、沖縄県、石垣市などの監督官庁により確認がなされている。<br>そのため、生産区域（生産者）に対するモニタリング、統制および監視システム（MCS）が実施されており、適切な管理措置、方策および/もしくは規定の遵守に有効であることが実証されている。 | ・株式会社ユーグレナ ホームページ<br>https://www.euglena.jp/companyinfo/sustainability/governance/<br>・自主点検表最新版<br>・内部監査記録(2019)<br>・ISO22000監査記録（監査日：2021/10/8-9） | 目標水準 | |
| | | b. 制裁措置 | 不適合行為に対する制裁措置が設けられており、適用されている何らかの証拠がある。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 不適合に対する制裁措置が設けられており、一貫して適用されており、不適合を防ぐのに有効であることが実証されている。 | 適合 | 八重山雑産の自主点検表、毎年の内部監査記録、ISO22000監査で不適合があれば対応している。毎週実施する安全衛生委員会で担当者中心に対応が行われ、改善処置管理確認書で改善状況がチェックされる。<br>3.1に記載した各種法律には、罰則が提定されている。例えば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、違反の場合最大で五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金が科せられる。また労働基準法に違反した場合は最大で一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金が科せられる。これまで当社が法令に違反し罰則が科せられた事例はないが、上記の通り、不適合に対する制裁措置が設けられており、一貫して適用されており、不適合を防ぐのに有効であることが実証されている。 | ・自主点検表最新版<br>・内部監査記録<br>・ISO22000監査記録（監査日：2021/10/8-9） | 目標水準 | |
| | | c. 遵守 | 生産区域（生産者）は、審査対象の管理システムを遵守しており、必要に応じて効果的な管理にとって必要なデータを提供していると一般的に判断される。 | 適合 | 目標水準の所見を参照。 | 生産区域（生産者）が、審査対象の管理システムを遵守しているという証拠がいくらかあり、必要に応じて生産区域（生産者）の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。 | 適合 | 社内で構築した管理システムが順守されていることが、実施計画やその実施記録、従業員への聞き取りで確認できた。社内の業務活動であり、天然資源の管理ではないため、管理当局である石垣市や沖縄県などからの漁類生産に関する情報提供依頼の証拠はなかった。<br>以上のことから、生産区域（生産者）が、審査対象の管理システムを遵守しているという証拠がいくらかあり、必要に応じて生産区域（生産者）の効果的な管理にとって重要なデータを提供できる。 | ・自主点検表最新版<br>・内部監査記録<br>・ISO22000監査記録（監査日：2021/10/8-9） | 目標水準 | |
| | | d. 計画的な非遵守 | | | | 計画的な非遵守を示す証拠がない。 | 適合 | 書類確認や、管理者、従業員、石垣市役所、地域住民等へのインタビューの結果、計画的な非遵守を示す証拠は発見されなかった。 | ・インタビュー | 目標水準 | |
| 4. 社会的責任 | 4.1 児童労働 | a. 児童労働 | 児童労働あるいは若年労働者の酷使は起きていない。 | 適合 | a.<br>生年月日が記載された全従業員のリストを確認したところ、18歳未満の従業員がいないことが確認された。採用選考時には履歴書の自己申告で、採用後は住民票またはビザなどで年齢確認を行っている。高校卒業以上の19歳以上の従業員が雇用されている。<br>b、c.<br>日本の労働基準法では、満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでは雇用してはならないとされている。<br>現場観察においても、18歳未満の労働者は見つからなかった。<br>従業員、ステークホルダーインタビューでも児童労働および若年労働の発生は確認されなかった。従って若年労働者による不相応な力仕事、夜間の仕事、危険な作業の従事も発生していなかったと判断できる。<br><br>以上、児童労働あるいは若年労働者の酷使は起きていない。 | 児童労働あるいは若年労働者酷使のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。 | 適合 | a、b.<br>「雇用・就労に関する考え方（2021年5月19日改定）」に「満18歳に満たない者を雇用せず、児童労働させない。」ことが明記されており会社としての方針が文書化されている。社内フォルダに保管されておりいつでも誰でも閲覧ができる。労働者の採用においても公的書類（住民票）での年齢確認が行われており、今後も18歳未満の労働者を雇用することは見込まれない。高校生（16歳から18歳）のアルバイト雇用もない。<br>以上、児童労働あるいは若年労働者酷使のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。 | ・雇用・就労に関する考え方（2021年5月19日改定）<br>・職員名簿（2021年6月1日）<br>・組織図（2021年4月1日） | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4.2<br>強制、債務、もしくは賦役労働 | a.<br>強制、債務、もしくは賦役労働の発生とリスク | 強制、債務、もしくは賦役労働は発生していない。 | 適合 | 「雇用・就労に関する考え方」にて、「従業員に強制・債務・賦役労働をさせない。」ことが文書として明記されている。<br>a.雇用時に労働契約書が双方の同意のもとに締結され、従業員はその内容を理解している。<br>b.<br>労働者インタビューにて、雇用において労働者が費用を支払っていないことを確認した。事前有料研修などもないことを確認した。<br>c.<br>労働者インタビューにて、身分証明書の原本を雇用主が保管していないことを確認した。必要な原本情報はコピーとして保管されていることを確認した。<br>d.<br>就業規則第17条において、退職願を通じて、従業員が希望に応じて退職できることが明記され、労働者インタビューでも自由に退職ができることを確認した。<br>e.<br>労働者インタビューにて、労働者の退職を妨げるために、雇用主が給与、手当、財産などを差し押さえていないことを確認した。<br>f.<br>就業規則第21条において、労働者の休憩時間が明記されている。労働者インタビューにて、労働者は勤務時間外に自由に職場を離れ、自由に過ごせることを確認した。<br>以上、強制（人身売買）、債務、もしくは賦役労働は発生していない。 | 強制、債務、もしくは賦役労働のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。 | 適合 | a.「雇用・就労に関する考え方」にて、「従業員に強制・債務・賦役労働をさせない。」ことが文書として明記されている<br>b.「雇用・就労に関する考え方」は毎日の朝会で使用される書類を保管した共有フォルダに保管されており、全社員が見て確認できる状態であることを確認した。<br>「雇用・就労に関する考え方」には強制、債務、もしくは賦役労働をさせないことが明記されており、相談窓口も設置されていた。相談窓口は休憩所やトイレなど目につくところに掲示したりしている。<br>インタビューした従業員は相談窓口について把握していた。<br>以上より強制、債務、もしくは賦役労働のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。 | ・労働条件通知書兼承諾書（労働契約書2017年4月1日改訂）<br>・就業規則（2019年4月26日改訂）<br>・雇用・就労に関する考え方（2021年5月19日改定） | 目標水準 | |
| 4.3 差別 | a. 差別の発生およびリスク | 労働者の差別が確実に行われないようにするための方針が整っている。 | 適合 | a.<br>雇用した労働者については、労働者全員の労働契約書が保管されている。全従業員の給与リストにおいて、昇給に関する記録が作成され、研修については「研修計画書」で実績が記録、保管されている。サンプルとして2021年2月15日の研修記録を確認した。<br>b.<br>労働者へのインタビューにより、採用時および就業後に出身国、宗教、障害、性別、性的指向、組合への加入、所属政党や年齢による差別が起きていないことを確認した。<br>c. 雇用した労働者に関する記録は6カ月以上保管されている。<br>d.<br>労働者インタビューにて、性別、組合への加入、その他人権に関わる差別や介入がないことを確認した。<br>e.<br>苦情を受け付けるための社内、グループ内、社外監査等委員の通報先が社内掲示板に掲示されている。しかしこれまで差別に該当する証拠がないことを管理者、労働者へのインタビューで確認した。<br><br>以上、労働者の差別が確実に行われないようにするための方針が整っている。 | 差別のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。 | 適合 | a.<br>「雇用・就労に関する考え方」に、「雇用のどの時点においても出身国・宗教・障害・性別・性的指向・組合への加入・所属政党や年齢による差別をしたり、差別を支持したりしない。」こと、ハラスメントや差別・虐待的懲罰等に関する相談・通報窓口が明記されている。「苦情処理手順」に、苦情への対応手順がまとめられている<br>b.<br>相談・通報窓口の情報は休憩所やトイレなど従業員が目につくところに掲示されており、労働者からの意見を投書できる目安箱は2018年4月から施設内に設置されていることを確認した。また、窓口を記載した「ユーグレナグループホットライン」カードを更新して配布予定である。<br>苦情を受け付けた際には、危機管理規定の中に報告のフローがあり、このフローに則って対処する。八重山雄産では、常務会、取締役会、またはユーグレナ社に相談する手順となっている。ユーグレナ社では責任者がその後の報告フローを判断する。ユーグレナ社の監査等委員会（社外監査委員3名、法律の専門家も含む）がその対応が適切かどうかを監査している。<br>「雇用・就労に関する考え方」は毎日の朝会で使用される書類として共有フォルダに保管されており、全社員が見て確認できる状態である。<br>毎年1回、職員のハラスメントに関する知識向上のために研修を行っており、直近では2021年2月5日に実施した記録を確認した。研修には外部機関のe-ラーニング教材が使用されている。原則として従業員全員が研修対象者とされており、当日受講されなかった従業員には後日資料配布にて共有されている。<br><br>以上より差別のリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。 | ・職員名簿（2021年6月1日）<br>・労働条件通知書兼承諾書（労働契約書2017年4月1日改訂）<br>・研修計画書（2021年分）<br>・雇用・就労に関する考え方（2021年5月19日改定）<br>・苦情処理手順書（2021年5月31日）<br>・目安箱（意見投書箱）<br>・労働者インタビュー（2022年1月11-12日）<br>・教育訓練実施記録（2021年2月5日）<br>・ハラスメント研修出欠表<br>・ハラスメント研修教材 | 目標水準 | |
| 4.4 健康、安全<br>および保険 | a.<br>労働者のための安全で健康な労働および生活環境 | 労働者には安全で健康的な労働環境、および宿泊施設が提供されている場合には、そのような生活環境が提供されている。 | 適合 | a.<br>「安全衛生作業標準書」を作成し、種苗培養、屋外培養、収穫乾燥、品質管理等の部署別に、作業手順、作業内容、危険、リスクに関して細かくまとめられ、予想される事故や災害事例、保護具などについても記載されている。当標準書は、各部署の事務所にも保管され、労働者が誰でもいつでも参照できるようになっている。<br>その他、「実験系廃液の廃液流出と火災への対応マニュアル」や「重油流出時の応急対応マニュアル」も作成されている。<br>安全衛生作業標準書は毎年アップデートされる。それぞれの作業のリスクアセスメントが行われ、作業現場におけるリスクが洗い出されている。リスクが想定されるポイントには指差し確認すべき内容を貼付しており、従業員による指差し唱和の実施状況も確認が行われている。注意喚起が行われている。また、暑さ指数チェックモニターが数か所設置されており、基準を超えた場合は30分毎に休息するように指導されていた。全社員参加型安全パトロールが毎月行われており、継続して労働環境の危険とリスクの特定と排除が図られている。<br>b.<br>宿泊施設はない。会社施設においては、各部署ごとに休憩所が設けられ、労働者が打ち合わせや事務作業をしたり、休憩や食事ができる、清潔で安全なスペースが確保されている。<br>c.<br>現場観察において、作業プロセス全体を通じて、差し迫った重大な危険は確認されなかった。避難経路図が作成され、緊急時に避難ができるように周知徹底されている。津波からの避難訓練が実施された記録（2021年3月10日実施）を確認した。避難訓練シナリオが作成されており、避難場所が特定された地図が確認できた。当日は参加職員が歩いて避難訓練を行っており、緊急時の避難経路を従業員が把握していた。<br>d.<br>各部署ごとの詰所には飲料水の機械が設置され、会社から安全な飲み水が提供されているほか、麦茶や暑さ対策の塩飴も会社から提供されている。また従業員が各自自由に飲物を保管できる冷蔵庫も設置されている。<br>e.<br>安全衛生作業標準書にて各作業における使用具と保護具が規定されている。各部署の作業に応じて適切な保護具（ヘルメットと雨靴は全員、イヤーマフ・ゴーグル・手袋・アームカバー・安全靴は該当作業を行う担当者）が会社から支給され、保護具管理一覧表にて物品管理されている。労働者が適切に保護具を使用していることを、現場確認および労働者へのインタ | No target specified for this PI. If minimum m met the target should be considered met.<br>この業績評価指標には、特定の目標はない最低水準を満たしていれば、適合していると判断される。 | | | ・安全衛生作業標準書（2021年7月1日改訂）<br>・実験系廃液の廃液流出と火災への対応マニュアル<br>・緊急時対応手順書（2021年6月1日改訂）<br>・避難経路図<br>・緊急連絡網<br>・労働者インタビュー（2022年1月11-12日）<br>・現地場内審査<br>・避難訓練記録（2021年3月10日）<br>・安全パトロール実施記録（2021年3月31日）<br>・保護具管理一覧表（2021年12月7日） | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | b.<br>健康と安全に関する記録および是正措置 | 健康および安全にかかわる事故と違反行為は記録され、必要があれば是正措置がとられている。従業員の健康や安全を脅かす差し迫った重大な危険は確認されなかった。 | 適合 | ・「事故発生報告書」に事故の詳細と原因、原因の分析が記載され、再発防止のための対応策が講じられていることを確認した。<br>・現場観察において、作業プロセス全体を通じて、差し迫った重大な危険は確認されなかった。<br>以上、健康および安全にかかわる事故と違反行為は記録され、必要があれば是正措置がとられている。従業員の健康や安全を脅かす差し迫った重大な危険は確認されなかった。 | 労働者の健康と安全への危険性が把握されている。分析によって、事故の根本原因を調べ、その対応、改善を行い、類似の事故を予防する対策が取られている。<br>軽度のものを含めたあらゆる事故が記録されている。記録は完全で正確である。 | 適合 | ・労災の対象となった件の「事故発生報告書」が作成されており、「応急処置対応報告」には事故の状況などの詳細、直接原因の分析結果と応急・恒久対策実施予定、間接原因4M解析と応急・恒久対策実施予定、応急・恒久対応処置結果が記録されていた。労災の対象とならない軽微な事故においても「事故発生報告書」に記録され、事故の根本原因についての分析や改善対応についても記述されている。<br>・2021年12月6日に軽微な事故が発生した。溶接作業中の火花が防火シートで覆っていた重油カスに引火し発煙した。火事にはならず、怪我人や器物破損も発生しなかった。軽微事故発生報告書が作成され、原因分析や今後の予防策などが検討されたことを確認した。<br>・事故には至らなかった軽微なリスクについてはリスク発見者がヒヤリハット報告書を作成し、安全対策責任者に報告している。建築物のコンクリートが剥離している箇所が確認された（2021年7月16日）。フォークリフトがマンホール蓋の上を通過し、蓋が割れた箇所が確認された（2021年9月29日）。いずれも安全対策が必要と判断され「不安全箇所改善報告書」が作成され、対策がなされた。<br><br>以上のことから、労働者の健康と安全への危険性が把握されている。分析によって、事故の根本原因を調べ、その対応、改善を行い、類似の事故を予防する対策が取られている。軽度のものを含めたあらゆる事故が記録されている。記録は完全で正確である。 | ・軽微事故発生報告書（2021年12月6日発生）<br>・応急処置対応報告<br>・ヒヤリハット報告書（2021年7月16日、9月29日） | 目標水準 | |
| | c.<br>労働衛生と安全の評価および従業員研修 | 労働者に対し、労働衛生と安全に関する効果的な研修が、各自の役割、責任および活動に応じて行われている証拠がある。 | 適合 | ・「第13期　教育計画／実施表（2021年分）」において、各部署ごとに安全衛生に関わる知識や技術を習得・強化すべき従業員と研修の種類が特定、計画され、実績も記録されていることを確認した。<br>以上、労働者に対し、労働衛生と安全に関する効果的な研修が、各自の役割、責任および活動に応じて行われている証拠がある。 | 正式な研修が定期的に実施されている。リスク評価は文書化および/あるいは認証されている。安全衛生管理委員会や応急手当および/あるいは消防保安といった安全衛生リスク評価担当の従業員が任命されている。妊婦等の職場または労働環境の変更を伴う特別リスクについては十分に考慮されている。 | 適合 | ・2022年期より安全委員会と衛生委員会が統合され安全衛生委員会となった。安全衛生委員会年間活動計画が毎年作成されている。<br>・全従業員が参加する「社内安全衛生大会」を年1回開催し、危険予知トレーニングのグループワークや外部講師による救命救急講習、安全唱起のためのイベントなどを行い、リスクへの意識向上を図っている。2021年9月16日に実施した記録を確認した。<br>・安全衛生委員会と、役員への報告目的で実施される社内の安全衛生対策会議が月1回実施されている。議事録（2021年12月21日）を確認した。<br>・各部署ごとに現場作業に必要な研修項目が設定され、年間の研修スケジュールが予定され、毎年実施されている。<br>・事故には至らなかったリスクについてはリスク発見者がヒヤリハット報告書を作成し、安全対策責任者に報告するように指導を行うことで危険予知訓練を行っている。<br>・毎月全社員が交代で参加する安全パトロールを実施している。安全衛生委員会パトロールが2か月に1回程度実施されている。<br>・危険予知訓練として各作業のリスクアセスメントを行いチーム行動目標を作成している。必要に応じて安全衛生作業標準書を毎年アップデートしている。<br>・「安全衛生活動の基本方針」が作成されており、2021年9月2日に見直し及び更新された。<br>・安全衛生だよりを四半期ごとに社員に配布している。夏季は熱中症対策などについて周知している。<br>・組織図に安全衛生対策室と指揮系統が明記されている。緊急時対応手順書が作成されており、さまざまな事象における対応フローと担当者が決められている。<br>・安全衛生委員会が設置され、委員が部署ごとの従業員に割り当てられ、月1回以上定期的に委員会を開催している。<br>・消防計画が作成されており、訓練時期が設定されている。教育訓練は消火、避難、通報、応急、総合のうちから適宜行っている。2021年11月9日に実施した消火訓練の記録を確認した。社内で消防組織を整えている。すべての建屋に消火器と避難経路一図が設置されている。消防設備点検は毎年2月と8月に行っており、消火器の交換なども行っていることを確認した。<br><br>以上、正式な研修が定期的に実施されている。リスク評価は文書化および/あるいは認証されている。安全衛生管理委員会や応急手当および/あるいは消防保安といった安全衛生リスク評価担当の従業員が任命されている。職場または労働環境の変更を伴う特別リスクについては十分に考慮されている。 | ・安全管理に関する組織図<br>・安全管理に関するフローチャート<br>・安全衛生活動の基本方針（2021年5月13日）<br>・安全衛生の作業手順（2018年3月28日）<br>・第13期　教育計画／実施表（2021年分）<br>・安全パトロール実施記録（2021年3月31日）<br>・KYT(危険予知活動)実施報告書（2021年2月25日、2021年4月8日、2021年7月16日、9月29日）<br>・組織図<br>・避難訓練記録（2021年3月10日実施）<br>・安全衛生活動の基本方針（2021年9月2日）<br>・安全衛生だより（2022年1月）<br>・ヒヤリハット報告書<br>・労働者インタビュー（2022年1月11-12日）<br>・緊急時対応手順<br>・消防計画<br>・消火訓練記録（2021年11月9日）<br>・消火器点検記録表<br>・安全衛生委員会年間活動計画<br>・安全衛生対策会議議事録（2021年12月21日） | 目標水準 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | d.<br>従業員の事故もしくは傷害に対する事業者の責任、および保険 | 業務関連の医療費を従業員が自費で支払ったことはない。 | 適合 | 業務に関連して発生した医療費は会社側が負担している。<br>過去に通院のみの怪我の際にも、通院費は会社が負担していた。<br>以上、業務関連の医療費を従業員が自費で支払ったことはない。 | 季節労働者をも含む従業員が業務に関連した事故もしくは傷害に合った場合の医療費は事業者の責任であり、他の方法で補償されないい限り、保険が適用されているという証拠がある。 | 適合 | 就業規則第9章にて、業務上の災害においては会社側が災害補償を行うことが明記されている。公的な労働保険、ユーグレナグループ全体の任意の傷害保険の加入記録により、嘱託やパートタイムを含むすべての労働者が保障の対象となっていることを確認した。<br>八重山雑産の労働保険申告申請書が2020年8月27日に受理されていた。<br>2021年に労災が発生したが、ユーグレナ社員の事故だったため、ユーグレナ社が労災保険の適用に対応した。<br>以上、従業員が業務に関連した事故もしくは傷害に合った場合の医療費は事業者の責任であり、他の方法で補償されない限り、保険が適用されているという証拠がある。 | ・就業規則（2019年4月26日改訂）<br>・業務上災害補償規定<br>・社会保険加入の記録<br>・労働保険申告書（2020年8月27日付） | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4.5 公正かつ適正な賃金 | a. 公正かつ適正な賃金 | 事業者は少なくとも法定最低賃金を支払っている。懲戒処分による減給は禁じられており、支払いは労働者にとって都合の良い方法で行われている。 | 適合 | a.<br>最低賃金は厚生労働省沖縄労働局のホームページで随時確認可能であり、内容を把握していたことを確認した。<br>b.<br>会社は、労働契約書、賃金台帳、労働時間記録を保管していることを確認した。<br>c. 沖縄県の最低賃金は820円（2021年10月1日現在）である。労働契約書、賃金台帳を確認したところ、最低賃金を十分上回る水準で賃金が設定され、支払われていることを確認した。<br>d.<br>賃金と手当ては銀行振込により支払われ、支給方法に不都合は生じていないことが労働者インタビューを通じて確認された。 | 事業者は生活賃金を支払っており、労働のみの契約関係はない。 | 適合 | a. 独身の従業員が最低限の生活を送るのに必要な支出（一般的な家賃、水道光熱費、通信費、食費、医療費、服飾費、交通費、交際費含む）が見積もられ「最低年収での生活について」として書面化された。八重山雑産では、最も低い水準の初任給レベルの給与（賞与を含む）でも、この最低限の生活賃金を十分上回る水準であるため、生活賃金を満たしていると確認できた。<br>賃金の設定方法は就業規則第6章「賃金」に明確に定められている。年1回の評価により1年ごとに労働者個別の賃金が設定されている。<br>b.<br>労働者一覧および労働契約書にて、労働限定契約、連続する短期契約、虚偽の見習い制度等、労働・社会保障に関する法律や条例の義務を回避するような制度が実施されていないことを確認した。労働者インタビューでも見習いなどの実態がないことを確認した。 | ・厚生労働省沖縄労働局ホームページ<br>・就業規則（2019年4月26日改訂）<br>・職員名簿（2021年6月1日）<br>・労働条件通知書兼承諾書（労働契約書）<br>・賃金台帳<br>・労働者インタビュー（2022年1月11-12日）<br>・最低年収での生活について（2021年5月31日） | 目標水準 | |
| | | | | 日本の法律および慣習では、懲戒処分の一方法として減給が認められている。そのため八重山雑産でも法的要件である就業規則に、懲戒処分の一方法として減給を含めている。しかし、当社では過去に減給措置が取られた事例はなく、今後も行わないことを、過去の懲罰記録、管理者へのインタビューで確認した。<br><br>さらに、八重山雑産では「懲戒減給の規定について」という方針の文書を作成した。この中で、当社は懲戒処分としてすでに完了した労働に対する給与を差し引くことはないことを明記している。将来的な給与は従業員の同意の下変更される可能性はあるが、これは懲戒処分としての減給には当たらない。<br><br>以上、事業者は少なくとも法定最低賃金を支払っている。懲戒処分による減給は禁じられており、支払いは労働者にとって都合の良い方法で行われている。 | | | 労働条件通知書兼承諾書は、現在の会社の制度では、2通作成し、会社と従業員が双方署名の上各自で保管することになっているが、古くからの従業員については労働契約書の保管状況が曖昧である。会社より労働契約書の状況を確認し、もし保管していないと回答があった場合は改めてコピーを配布する予定。<br><br>以上、事業者は生活賃金を支払っており、労働のみの契約関係はない。 | ・労働基準法（2020年3月31日改正）第九十一条（制裁規定の制限）<br>・就業規則（2019年4月26日改訂）第57条（懲戒の種類及び方法）<br>・懲戒減給の規定について（八重山雑産、2018年11月5日） | | |
| 4.6 結社の自由と団体交渉 | a. 結社の自由と団体交渉 | 生産区域（生産者）は、労働者の結社や団体交渉への参加を制限していない。 | 適合 | a.<br>労働組合規約が整備されている。労働組合員名簿（2020年8月13日）を確認した。労働組合が組成され、活動を行っていることを労働者インタビューにて確認した<br>b.<br>会社側が労働組合の結社と団体交渉へのアクセスを制限していない。組合が会議室や会社のメールを使用することが会社から認められていることを労働者のインタビューにて確認した。<br>c.<br>労働組合が直接全労働者に自由にアクセスできることを、従業員インタビューにて確認した<br>以上、生産区域（生産者）は、労働者の結社や団体交渉への参加を制限していない。 | 労働者の結社や団体交渉への参加を制限するリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。 | 適合 | ・「雇用・就労に関する考え方（2021年5月19日改定）」に、「組合や政党その他の団体（但し、無許可での副業に相当する場合を除く）への加入を制限しない」ことが明記されている。会社の会議室を労働組合に貸し出すなど、法令で認められた範囲内の要望にはすべて会社として協力している。<br>・労働組合には従業員の43%が参加していることを確認した。労働者インタビューより実際に定期的な会合が行われており、会社の会議室を借りることができ、会社から労働組合への加入や組合活動への制限はかけられていないことを確認した。<br><br>以上、労働者の結社や団体交渉への参加を制限するリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。 | ・労働組合規約<br>・八重山雑産労働組合員名簿（2021年4月1日）<br>・「雇用・就労に関する考え方（2021年5月19日改定）<br>・労働者インタビュー（2022年1月11-12日） | 目標水準 | |
| 4.7 懲罰行為 | a. 懲罰行為 | 虐待的懲罰行為を確実に阻止するための方針が整っている。虐待の容認は起きていない。 | 適合 | a.懲戒については就業規則第7章「賃罰」に明確に定められており、規定に従って公正に行われる。虐待（身体、言葉、精神的）と懲罰の事例がないことを、懲罰記録、管理者および労働者へのインタビューにて確認した<br>b.<br>「雇用・就労に関する考え方（2021年5月19日改定）」にて、「ハラスメント（セクシャル・パワー等を含む）これに限らない）を行わず、これを支持しない」こと、「虐待的懲罰行為をせず、これを支持しない。虐待には肉体的・精神的虐待を含む」ことが文書として明記されている。ハラスメントや差別・虐待的懲罰等に関する相談・通報窓口については従業員により把握されていることを労働者インタビューにて確認した。<br>c.<br>「雇用・就労に関する考え方」の文書は全従業員が参照する共有フォルダに保管され、内容が周知されている。<br><br>以上、虐待的懲罰行為を確実に阻止するための方針が整っている。虐待の容認は起きていない。 | 潜在的虐待的懲罰行為のリスクは最小限に抑えられている。虐待に関する苦情の提起、提訴、対応を効果的に行うための手続きが明確に打ち出されている。管理職と労働者はこれらの方針および手続きをはっきりと理解している。監督責任者は容認できる懲罰措置に関する研修を受けている。 | 適合 | a.<br>過去にハラスメントが起きた事例はない。新たな懲戒処分の事例もなかった。業務上の理由による人事異動はある。労働者へのインタビューでも、ハラスメントや虐待的な懲罰の兆候は確認されなかった。<br>b. 毎年1回、職員のハラスメントに関する知識向上のために研修を行っており、直近では2021年2月5日に実施した記録を確認した。教材は外部機関の一<br>ラーニング教材を使用している。親会社であるユーグレナ社にて実施された「虐待行為防止、ハラスメント防止、懲罰行為防止」研修に管理職はほぼ全員がオンラインで出席した。出席できなかった管理職及び全従業員は後日聴講する形で、ハラスメントや虐待的な懲罰防止の方針や姿勢の全体への周知に取り組んでいる。<br>ハラスメントや差別・虐待的懲罰等に関する相談・通報窓口が明記された掲示書類が、休憩所やトイレなど従業員の目につく場所に掲示されている。<br>「苦情処理手順」に、苦情への対応手順がまとめられており、問題があれば対処する意思と方法が確認できた。<br><br>以上、潜在的虐待的懲罰行為のリスクは最小限に抑えられている。虐待に関する苦情の提起、提訴、対応を効果的に行うための手続きが明確に打ち出されている。管理職と労働者はこれらの方針および手続きをはっきりと理解している。監督責任者は容認できる懲罰措置に関する研修を受けている。 | ・苦情処理手順（2021年5月31日）<br>・雇用・就労に関する考え方（2021年5月19日改定）<br>・教育訓練実施記録（2021年2月5日）<br>・ハラスメント研修出欠表<br>・ハラスメント研修教材<br>・就業規則（2019年4月26日改訂）<br>・懲戒減給の規定について（2018年11月5日）<br>・労働者インタビュー（2022年1月11-12日） | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 4.8 労働時間 | a. 労働時間 | 組織は最低でも、法定労働時間および時間外労働を順守している。時間外労働はすべて自発的でなければならない。 | 適合 | a.<br>ICカードで打刻するシステムを導入して各々が打刻した時間で勤怠管理をしており、毎月の労働時間が月次勤務データとして保存されていることを確認した。<br>b.<br>就業規則、労働時間記録、労働者インタビューにて、労働時間に関する法律を順守していることを確認した。<br>c.<br>タイムカード、労働時間記録、賃金台帳、および労働者へのインタビューにて、時間外労働は例外的な状況でのみ発生し、個人の意思による自発的なものであり、割増賃金が確実に支払われていることを確認した。<br>以上、組織は法定労働時間および時間外労働を順守している。時間外労働はすべて自発的である。 | 組織は業界標準を順守している。時間外労働は慣習化されていない。6日間の連続勤務のあとは少なくとも1日の休みを労働者に提供しなければならない。 | 適合 | ・就業時間は就業規則第4章「勤務」に明確に定められている。平日は1日に7時間20分、土曜日は3時間20分、1週間あたり40時間の勤務と決められているが、現在は試みの期間として平日8時間勤務、週休2日を実施しており、問題がなければ就業規則を改定する予定である。部署により3交代制の職場もあり、就業規則、および労働条件通知書兼承諾書に明記されている。労働条件通知書兼承諾書には週所定労働時間40時間以内と記載されている。<br>a.<br>タイムカード、労働時間記録、賃金台帳、および労働者へのインタビューにて、労働時間は週48時間労働、時間外労働は週12時間を超えない水準であることを確認した。国際的な基準にも準じている。現在、基本的にすべての従業員が週休2日であるが、部署によっては週2回だけ土曜日が休みであったり、生産期には休日に1，2時間出勤する部署もある。収穫戦線課は収穫時期には3交代制の24時間操業であり、日曜夜から勤務が始まる。<br>基本的に残業はないが、ICカードの打刻通りで残業時間を計算するため、一日あたり始業前、終業後の15分ずつ、合計30分程度の残業があると見込んでいる。そのため、残業時間が月間12時間を超えると、その理由を各自に確認する。また1時間以上残業している日があるとその理由も確認している。<br>勤務時間記録を外注先に提出し給与計算を委託している。勤務時間が適正かどうかはまず部署長が確認し、その後総務で確認する。総務では給与計算が正しいかどうかも確認している。<br>管理者へのインタビューと勤務データより、残業時間は長くて月20時間程度、大部分の従業員は月5時間前後であることを確認した。また、前回審査以降の出勤予定表を確認し、7連勤はないことを確認した。<br>b. c. 完全に陸上生産であるため、海上での作業は一切行われていない。<br><br>以上、組織は業界標準を順守している。時間外労働は慣習化されていない。6日間の連続勤務のあとは少なくとも1日の休みを労働者に提供している。 | ・就業規則（2019年4月26日改訂）<br>・賃金台帳（2021年12月分）<br>・労働者インタビュー（2022年1月11-12日）<br>・月次勤務データ（2021年12月分）<br>・出勤予定表 | 目標水準 | |
| | 4.9 環境および社会教育研修 | a.<br>環境に対する意識および研修 | 生産区域（生産者）の労働者に対し、本規準に含まれている廃棄物処理、および化学薬品と炭化水素系物質の流出防止並びに管理、苦情処理手順といった環境および社会に関する情報が提供されている。 | 適合 | a. b.<br>廃棄物処理、化学薬品、炭化水素系物質の管理・取扱い及び流出防止については、安全衛生手順書にて廃液処理が指示されている。新規加入者がある場合は、コーチングしながら業務を遂行する。On the Job Trainingで研修が行われており、さらに毎年必要な教育が計画され実施されている。<br>第13期教育計画／実施表（2021年分）にて、廃液回収についての教育が組み込まれており、2021年2月15日に廃液が回収されたことを確認した。2021年4月6日に教育訓練の有効性が確認されていた。また、試薬・廃液の緊急時対応手順についての教育が2021年6月28日に実施された記録を確認した。従業員インタビューでも廃液回収に関して手順通り実施されていることを確認した。薬品を扱う全ての作業場に安全衛生だより が掲示されている。<br><br>2021年6月22日にASC認証の教育を行ったことを確認した。概要と各原則の要求事項、会社で実施している内容が周知され、トラブル時の対応手順など、基準に関連した社会に関する内容を含んでいた。<br>外部から株式会社ユーグレナ及びそのグループ会社に寄せられた苦情全般に対しては苦情処理手順が作成されており、対応部署単独で苦情を処理可能の場合は、苦情発信者への連絡全般の苦情を処理を行い、苦情が対応部署単独にて処理困難と判断した場合、複数部署を含む苦情対応グループを作成して対応を検討し処理することとなっている。<br>社員に対する社会的責任と地域社会との関係に関する目標・行動計画を作成しており、安全面、衛生面、ハラスメントや地域社会との関係構築に関して従業員に情報提供し、会社としての目標と行動計画を作成している。 | 生産区域（生産者）の労働者は環境に対する意識があり、廃棄物を適切に処理し、化学薬品と炭化水素系物質の流出防止および管理や苦情処理を行うに十分な研修を受けている証拠がある。 | 適合 | a.<br>教育の必要性と具体的に実施する内容を安全衛生活動の基本方針（2021年9月2日）に記載している。「第13期　教育計画・実施表（2021年分）」を確認した。毎年、各部署ごとに必要な教育の計画を立て、有効性確認と進捗管理を行っている記録を確認した。年2回確認している。また、部署長が各人に業務のために必要な資格の取得計画を立て、資格取得を進めている。力量値目標が管理されている。<br>b.<br>労働者インタビュー[にて、業務内容に応じた資格の取得や研修への参加機会については、会社側が労働者に積極的に提供していることが確認できた。<br>c. 廃棄物処理、化学薬品、炭化水素系物質の管理・取扱い及び流出防止については、作業手順書が用意され、労働者も内容を理解し、日常的に確認作業を行いながら、実施されていることを現場踏査および労働者へのインタビューにて確認した。試薬は全て入出庫記録表にて管理されていることを現地にて確認した。<br>2021年6月22日にASC認証の教育を行ったことを確認した。概要と各原則の要求事項、会社で実施している内容が周知され、トラブル時の対応手順など、基準に関連した社会に関する内容を含んでおり、従業員の理解が進んでいると判断できた。 | ・安全衛生活動の基本方針（2021年9月2日）<br>・労働者インタビュー（2022年1月11-12日）<br>・第13期　教育計画／実施表（2021年分）<br>・安全衛生作業標準書（2021年7月1日改訂）<br>・社員に対する社会的責任と地域社会との関係に関する目標・行動計画<br>・安全衛生だより | 目標水準 | |
| | | | | | c.<br>廃棄物管理、薬品や燃料の管理、労働条件、社会への影響など一連の規則や計画を会社が順守していることを各種記録、現場確認、管理者や労働者へのインタビューで確認した。<br><br>以上、生産区域（生産者）の労働者に対し、本規準に含まれている廃棄物処理、および化学薬品と炭化水素系物質の流出防止並びに管理、苦情処理手順といった環境および社会に関する情報が提供されている。 | | | 以上、生産区域（生産者）の労働者は環境に対する意識があり、廃棄物を適切に処理し、化学薬品と炭化水素系物質の流出防止および管理や苦情処理を行うに十分な研修を受けている証拠がある。 | | | |
| 5.<br>地域社会との関係と相互作用 | 5.1 地域社会への影響 | a. 地域社会への影響 | 生産区域（生産者）による地域社会への影響が評価されている。評価の結果に必要と判断された場合は別途参加型社会的影響評価（pSIA）の実施が求められる。 | 適合 | 「八重山殖産株式会社に係るステークホルダーへの影響評価」が作成されている。社員、地域住民、関連業者、地域団体等が考えられるが、悪影響を与えていると考えられる事象はないと評価された。2021年7月8日の見直しでも影響評価の結論に変更はない。<br><br>a.<br>i.<br>地域住民は八重山殖産（以下当社）に対し直接、または電話、FAX、郵便、ホームページなどでいつでも意見を提出することが可能であり、当社は常時それを受け付けている。しかし、地域社会、当社双方とも現在地域社会に対する影響はないと考えており、通常そのような方法で意見が提出されることはない。そのため、当社は、賛同交換会、小中学校での出前授業、豊年祭、海神祭などへの寄付、マラソンやトライアスロン等への協賛などを通し、地域住民とのコミュニケーションを図るように努めている。<br>2020年以降はコロナ禍でイベントが中止となっており、地域への寄付などのみ行っている。そのため地元集落に居住している従業員に地域住民の意見を間接的に聞き取るアンケートを行った。また、地区の小中学校と社会福祉施設、公民館を訪問してヒヤリングが行われた。<br><br>ii.<br>ステークホルダーから地域社会に対する影響に関する意見はなく、当社も影響はないと評価しており、これは双方の共通理解であることがインタビューで確認された。工場設立時に公害を起こさないという誓約書、同意書を地元の白保地区と交わしている。<br>集落に居住している従業員からのアンケート結果は要望や苦情の項目として常務会議に報告され、今後の方針が検討された。評価結果は要望に応じ公開可能である。 | 生産区域（生産者）による地域社会への影響評価の結果を受けた勧告が実施され、生産区域（生産者）が地域社会に社会的な便益をもたらしていることが示されている。 | 適合 | a. 影響評価の結果、当社が地域社会に与えている影響はないと結論付けられており、特に実施すべき勧告はない。<br>b.<br>現在は地域社会への影響は確認されていないが、集落に居住している従業員からのアンケート結果は要望や苦情の項目として常務会議に報告され、地域との関係性を良好に維持するために今後の方針が検討された。地域と災害発生時の避難の協力や小中学校の教育への協力などを具体的に検討している。今後も年1回は地域関係者との話し合いを継続する予定であり、地域社会とのコミュニケーションに努めている。必要な注意は払われている。<br>c.<br>従業員の8割以上が石垣島出身者、また5人が地元の白保地区の住民であり、雇用の場として大きく貢献している。雇用において男女の区別はない。また商店街やフェリーターミナルのネーミングライツの取得、豊年祭、海神祭などへの寄付、マラソンやトライアスロン等への協賛などにより、地域経済に大きく貢献している。さらに、小中学校での出前授業も行っている（2021年11月6日実施）。<br>今後も防災や教育の面でも協力を進めており、良い社会的影響が期待できる。<br>d. 当社敷地内に地域社会が利用可能な資源は存在しないため該当しない。<br><br>以上、生産区域（生産者）が地域社会に社会的な便益をもたらしていることが示されている。生産区域（生産者）による地域社会への影響評価の結果を受けた勧告はなく、地域社会に社会的な便益をもたらしていることが示されている。 | ・「八重山殖産株式会社に係るステークホルダーへの影響評価」（2021年7月8日改定）<br>・社員名簿（2021年6月1日）<br>・白保在住職員アンケート結果（2021年3-4月）<br>・白保小学校・中学校ヒアリング（2021年6月17日）<br>・社会福祉施設ヒヤリング（2021年6月18日）<br>・常務会議事録抜粋（2021年5月11日）<br>・地域住民インタビュー（2022年1月11日）<br>・第13期　教育計画／実施表（2021年分） | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | iii<br>地域社会はいつでも自由に意見を当社に提出することができる。今回のヒアリング結果を確認できた。<br>iv<br>リスクや実際の影響は発見されていないため代替策の検討は必要ない。<br>v. 影響が認識されていないため、研究や報告書は存在しない。<br>vi. 評価内容の中に変化とその結果が記載されている。<br>vii. 回避すべき問題はない。<br>viii. 悪影響はない。<br><br>b.<br>地域社会の代表者や近所の団体、及び八重山精産双方とも、地域社会への影響はないと考えていることがインタビューで確認された。防災面で地域との協力・先導が期待されており、その面では良い影響が発生していることが確認できる。<br>c.<br>影響評価は当社の社員および代表によって実施された。実績は入手可能である。<br>d.<br>地域との意見交換は有意義で、防災に関する地域との協力については地域の代表者を含む地域全体での活動に広がる可能性がある。地元の小中学校の先生、公民館代表、近隣の社会福祉施設管理者などとコミュニケーションできている。<br>e.<br>上記の通り、様々な機会をとらえ、年2回以上意見交換が行われている。<br>f.<br>地域社会やステークホルダーは地域への影響はないと認識している。ステークホルダーインタビューでも悪影響がないことが確認された。<br>g. アクセスを制限する資源はないため該当しない。<br><br>以上、生産区域（生産者）による地域社会への影響が評価されている。 | | | | | | | |
| 5.2 対立の解決 | a. 論争の解決 | 法的な論争を解決するメカニズムが管理システムの中にある。もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象である。 | 適合 | a.<br>社会面について苦情を受けたことはない。地域の小学校や福祉施設からヒアリングした内容が記録されていた。集落に居住している従業員からも地元の意見を間接的に確認するアンケートを行い、その結果は常務会議に報告され、今後の運営のために検討された。<br>b.<br>地域住民は八重山精産（以下当社）に対し直接、または電話、FAX、郵便、ホームページなどでいつでも意見を提出することが可能であり、当社は常時それを受け付けている。苦情処理手続きにアクセス可能である。<br><br>法的な訴えがなされた時には、民事調停法や民事訴訟法などの法律に基づき、裁判所で調停や訴訟の手続きがなされ、解決が図られる。当社もそれらの法的枠組みの中にある。したがって、管理システムは法的な論争を解決するメカニズムの法的対象である。 | 法的な論争を解決するための透明なメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象であり、それは始どの問題に有効であると考えられ、UoA の状況に適している。 | 適合 | ユーグレナグループの「苦情処理手順」がある。苦情の内容により、担当部署、または複数部署による苦情対応グループを組織し対応する。<br>万が一法的な対応が必要になった時には、国内法に準拠した対応を行う。<br><br>法的な訴えがなされた時には、民事調停法や民事訴訟法などの法律に基づき、裁判所で調停や訴訟の手続きがなされ、解決が図られる。当社もそれらの法的枠組みの中にある。日本において、調停や訴訟の手続きは透明で、ほとんどの問題に対し有効に機能しており、UoAの状況に適している。したがって、管理システムは法的な論争を解決する透明なメカニズムの法的対象であり、それはほとんどの問題に対して有効であると考えられ、UoA の状況に適している。 | ・苦情処理手順（2021年5月31日）<br>・地域住民インタビュー（2022年1月11日） | 目標水準 | |
| | b. 役割および責任 | 管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その機能や役割、責任がおおよそ理解されている。 | 適合 | 「苦情処理手順」を書面で作成し、苦情処理の窓口および責任者、対応手順を明文化している。管理職レベルでの理解は進んでいる。<br>したがって、管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その機能や役割、責任が理解されている。 | その責任と相互作用の主要な分野に関する機能や役割、責任が明確にされており、はっきりと理解されている。 | 適合 | 「苦情処理手順」が書面にて作成され、責任者と対応手順がさだめられている。苦情を受け付けた際には、危機管理規定の中に報告のフローがあり、基本的にはこれに則って対処する。八重山精産では、常務会、取締役会、またはユーグレナ社に相談する手順となっている。ユーグレナ社では責任者がその後の報告フローを判断する。ユーグレナ社の監査等委員会（社外監査委員3名、法律の専門家も含む）がその対応が適切かどうかを監査している。社内研修にも苦情が発生した場合の対応方法が含まれている。<br>以上、責任と相互作用の主要な分野に関する機能や役割、責任が明確にされており、正確に理解されている。 | ・苦情処理手順（2021年5月31日）<br>・地域住民インタビュー（2022年1月11日） | 目標水準 | |
| | c. 協議プロセス | 管理システム内に、主な当事者から地元の情報および知識など、関連のある情報を入手し、管理システムに役立てる協議プロセスがある。 | 適合 | a.<br>「苦情処理手順」を書面で作成しており、速やかに苦情に対する判断・対処を行うことしている。外部者からの苦情をホームページおよび電話にて受け付けていることを明記している。<br>b.<br>苦情を申し立てようとした地域住民は確認されなかったが、インタビューした地域住民は、皆いつでも何か意見があれば直接当社に連絡できることを理解していた。<br>c.<br>苦情処理手順はまだ地域からの要望がなく、長年問題も起きていないため、配布した事例がないが、配布した際には記布先を記録する。<br>以上、管理システム内に、主な当事者から地元の情報および知識など、関連のある情報を入手し、管理システムに役立てる協議プロセスがある。 | 管理システム内に、地元の情報および知識を含む関連情報を常時求め、受け入れる協議プロセスがある。管理システムは入手した情報について公開しており、検討する用意がある。 | 適合 | 「苦情処理手順」にて、苦情への対応方針は明文化されている。様々な機会をとらえ、年2回以上意見交換が行われている。これまで苦情が提出された事例はない。<br>以上、管理システム内に、地元の情報および知識を含む関連情報を常時求め、受け入れる協議プロセスがある。管理システムは入手した情報について公開しており、検討する用意がある。 | ・苦情処理手順（2021年5月31日）<br>・地域住民インタビュー（2022年1月11日） | 目標水準 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | d. 参加 | 協議プロセスでは、関心があり、影響を受ける当事者全員に参加の機会が与えられている。 | 適合 | a.<br>上記5.2c)の通り、「苦情処理手順」を書面で作成し、外部者からの苦情をホームページおよび電話にて受け付けていることを明記している。また苦情への対応方針を明文化している。したがって、影響を受ける主な当事者から関連する情報を得るための協議プロセスが、管理システムに含まれている。<br>集落に居住している従業員からも地元の声のヒアリングを行い、その結果は常務会議に報告され、今後の運営のために検討された。近隣の小学校、公民館、社会福祉施設からもヒアリングを行っていた。<br>b.<br>地域との意見交換は分け隔てなく行われており、また地域住民は皆いつでも何か意見があれば直接当社に連絡できることを理解していた。<br>以上、協議プロセスでは、関心があり、影響を受ける当事者全員に参加の機会が与えられている。 | No target specified for this PI. If minimum is met the target should be considered met.<br>この業績評価指標には、特定の目標はない。最低水準を満たしていれば、適合していると判断される。 | | | ・苦情処理手順(2021年5月31日)<br>・地域住民インタビュー(2022年1月11日)<br><br>・白保在住職員アンケート結果(2021年3-4月)<br>・白保小学校・中学校ヒアリング(2021年6月17日)<br>・社会福祉施設ヒヤリング(2021年6月18日)<br>・常務会議事録抜粋(2021年5月11日) | | |
| | 5.3 先住民族の権利 | a. 先住民族の権利 | 先住民族の権利は、生産区域(生産者)によって尊重されており(操業区域に該当する場合)、そのニーズに対応するための努力がなされている。 | 適合 | 先住民族は当地域に存在しない。 | No target specified for this PI. If minimum is met the target should be considered met.<br>この業績評価指標には、特定の目標はない。最低水準を満たしていれば、適合していると判断される。 | | | | | | |
| | 5.4<br>生産区域(生産者)または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向 | a.<br>航海規則および規定の順守 | 生産区域(生産者)は、慣習や法律で定められているとおり、他の資源利用者にもアクセスを認めている。 | 非該当 | 陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。 | 生産区域(生産者)は他の水域ユーザーへのアクセスを積極的に促進している。 | 非該当 | 陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。 | | 非該当 | | |
| | | b.<br>生産区域(生産者)現場の配置 | 生産区域(生産者)の可視構造は、慣習や法律で定められている方向と位置に配置されている。 | 非該当 | 陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。 | 生産区域(生産者)の可視構造は、法律で定められている場合を除き、一様な方向と位置に配置されている。 | 非該当 | 陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。 | | 非該当 | | |
| | 5.5<br>重要な装備の識別および回収 | a. 重要な装備の識別 | 重要な装備はすべて生産区域(生産者)のものとして識別可能であるという証拠がある。 | 非該当 | 陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。 | | | | | 非該当 | | |
| | | b. 装備回収 | 装備回収が生産区域(生産者)によって行われている証拠がある。 | 非該当 | 陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。 | 生産区域(生産者)は装備回収のために適切な機器および/または機構を保持している。 | 非該当 | 陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。 | | 非該当 | | |
| | | c. 浮きの使用 | 浮きの使用は生産区域(生産者)によって記録されている。浮きはかれることのないように確実に固定されている。 | 非該当 | 陸上システム(カテゴリーC)であり、自然海洋環境における装備や構造は使用していないため該当しない。 | | | | | 非該当 | | |
| | 5.6 騒音、光害、悪臭 | a. 騒音、光害、悪臭 | 騒音、光害および悪臭を地域の慣習に則して最小限に抑える措置がある程度講じられている。 | 適合 | 「安全衛生作業標準書」にて、騒音等に関わる業務が特定され、対応措置が明記されている。<br>騒音は安全衛生の面から敷地内の17箇所で毎月定点計測され、異常がないかモニタリングされている。計測結果は作業環境測定結果として文書保存されている。地域社会に対しては、地域住民へのインタビューにより、騒音、光害は起きていないことが確認された。騒音は施設内では機械周辺である程度発生するが、施設外には騒音が届いていないことが確認された。また、天候や風向きにより臭いがすることはあるが、悪臭と感じ問題となるものではないことが確認された。騒音、光害、悪臭の発生がないため、最小限に抑える措置は必要ない。 | 他者に影響を及ぼす恐れのある地域、もしくは法による規定のある地域においては、生産区域(生産者)からの騒音、光害および悪臭が最小限に抑えられているという証拠がある。 | 適合 | 夜間は稼働しておらず電気は建物の明かり程度である。騒音については騒音測定器を導入して敷地の17カ所で毎月定点計測している。計測結果は作業環境測定結果として文書保存されている。85デシベル以下であり敷地内でも騒音レベルを超えることはほとんどないことが確認されている。かなり昔に培養不良により一時悪臭が発生したが、その後改善されて再発していない。<br>地域住民へのインタビューにより、騒音、光害は起きていないことが確認された。騒音は施設外には届いていないことが確認された。また、天候や風向きにより臭いがすることはあるが、悪臭と感じ問題となるものではないことが確認された。<br>以上から、他者に影響を及ぼす恐れのある地域において、生産区域(生産者)からの騒音、光害および悪臭は発生していないという証拠がある。 | ・安全衛生作業標準書(2021年7月1日改訂)<br>・地域住民インタビュー(2022年1月11日)<br>・作業環境測定結果(2021年12月1日) | 目標水準 | |
| | 5.7<br>放棄された生産区域(生産者) | a.<br>放棄された生産区域(生産者) | 使われなくなった生産区域(生産者)を撤去するメカニズムがある。 | 適合 | 八重山種産はこの場所で40年間操業しており、生産区域を放棄することは考えにくいが、万が一土地を放棄(売却)することになった際には、土地の買受者との合意に基づき、使われなくなった生産区域は撤去される。これは日本国内の一般的な土地取引の慣習的メカニズムである。したがって、使われなくなった生産区域(生産者)を撤去するメカニズムがある。 | No target specified for this PI. If minimum is met the target should be considered met.<br>この業績評価指標には、特定の目標はない。最低水準を満たしていれば、適合していると判断される。 | | | | | | |

**採点表のまとめ**

| 原則 | 業績評価指標 | | レベル | 条件数 | 合格 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | PI 1.1 | 資源状態 | 非該当 | | 合格 |
| | PI 1.2 | 採取方策 | 非該当 | | |
| | PI 1.3 | 天然資源への遺伝的影響 | 非該当 | | |
| 2 | PI 2.1 | 生息域 | 目標水準 | | 合格 |
| | PI 2.2 | 生態系の構造と機能 | 目標水準 | | |
| | PI 2.3 | ETP種 | 目標水準 | | |
| | PI 2.4 | その他の種 | 目標水準 | | |
| | PI 2.5 | 廃棄物管理および汚染防止 | 目標水準 | | |
| | PI 2.6 | 有害生物および病気の管理 | 目標水準 | | |
| | PI 2.7 | エネルギー効率 | 目標水準 | | |
| | PI 2.8 | 移植・移動 | 非該当 | | |
| | PI 2.9 | 外来種の移入 | 非該当 | | |
| 3 | PI 3.1 | 法的および/または慣習的枠組み | 目標水準 | | 合格 |
| | PI 3.2 | 意思決定プロセス | 目標水準 | | |
| | PI 3.3 | 遵守および施行 | 目標水準 | | |
| 4 | PI 4.1 | 児童労働 | 目標水準 | | 合格 |
| | PI 4.2 | 強制、債務もしくは賦役労働 | 目標水準 | | |
| | PI 4.3 | 差別 | 目標水準 | | |
| | PI 4.4 | 健康、安全および保険 | 目標水準 | | |
| | PI 4.5 | 公正かつ適正な賃金 | 目標水準 | | |
| | PI 4.6 | 結社の自由と団体交渉 | 目標水準 | | |
| | PI 4.7 | 懲罰行為 | 目標水準 | | |
| | PI 4.8 | 労働時間 | 目標水準 | | |
| | PI 4.9 | 環境および社会教育研修 | 目標水準 | | |
| 5 | PI 5.1 | 地域社会への影響 | 目標水準 | | 合格 |
| | PI 5.2 | 対立の解決 | 目標水準 | | |
| | PI 5.3 | 先住民族の権利 | 適合 | | |
| | PI 5.4 | 生産区域(生産者)または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向 | 非該当 | | |
| | PI 5.5 | 重要な装備の識別および回収 | 非該当 | | |
| | PI 5.6 | 騒音、光害、悪臭 | 目標水準 | | |
| | PI 5.7 | 放棄された生産区域(生産者)または水上・水中の構造の撤去 | 適合 | | |

表4. 認証 UoA に許される条件の最大数

| | 生産区域(生産者)カテゴリー(表 2 の通り) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 原則 | A | Bi | Bii | Ci | Cii |
| P1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| P2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| P3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| P4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| P5 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| **合計** | **8** | **8** | **7** | **7** | **6** |

**条件の一覧**

審査チームは、ASC-MSC海藻審査報告書様式の条件の一覧を使用し、指定された期間内に満たされるべき特定の要求事項を示す条件の予定を作成しなければならない。[CAR、17.12.4]

**注:条件がなければ、このタブに入力しなくてもよい。**

| 条件番号 | 条件 | 期限 | 業績評価指標 | 採点項目 | 以前に提起された条件に関連しているか？（再認証審査または定期監査の場合のみ） | 行動計画（顧客ドラフトレポートの確認段階で顧客から提出される） | 条件の状態 | 条件解除の根拠(定期監査中に更新される) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | なし | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

*[必要に応じ行を追加]*

表4:認証 UoA に許される条件の最大数

| | 生産区域（生産者）カテゴリー（表2の通り） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 原則 | A | Bi | Bii | Ci | Cii |
| P1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| P2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| P3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| P4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| P5 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| **合計** | **8** | **8** | **7** | **7** | **6** |

**[重大条件の一覧]**

**注: 重大条件がなければ、このタブに入力しなくてもよい。**

| 条件番号 | 条件 | 期限 | 業績評価指標 | 採点項目 | 以前に提起された条件に関連しているか？<br>（再認証審査または定期監査の場合のみ） | 顧客からの返答 | 条件解除の根拠 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | *なし* | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |

*[ 必要に応じ行を追加]*

**トレーサビリティセクション (CAR 17.14)**

| **1. レビューと文書** | **説明** | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1a. 審査単位の中での収穫から販売までの認証製品の流れ。 | 培養槽内のミドリムシ、クロレラは、配管を通り遠心分離器（セパレータ）に送られ、培養液からなる水分と分離され15～20%に濃縮される。その後、配管を通りスプレードライヤーに送られ、乾燥される。粉末状になったミドリムシ、クロレラはスプレードライヤーから袋に詰められ、段ボール箱に梱包される。これらの工程は連続して行われるため、培養槽からの収穫から箱詰めまでは培養槽ごとのバッチ単位で行われる。 | | | |
| 1b.<br>審査単位の中で、最初の販売時点から収穫/培養施設まで製品を追跡できるトレーサビリティシステム。 | 上記の通り、収穫は培養槽ごとのバッチ単位で行われるため、梱包された製品が、どの培養槽のミドリムシ、クロレラであったかは明確に識別、記録されている。段ボール箱に封をするテープはバッチごとに色を分けているため、どの培養槽からの製品かが明確になっている。<br>培養槽に播種される株は全て継代培養されており、菌の発生や生産停止がない限りは滅菌タンク（クロレラ5t、ミドリムシ25t）で培養されている株から培養槽に随時供給されている。滅菌タンクが空になった場合は種苗培養室の継代培養株を滅菌タンクにつぎ足す。<br>各培養槽のバッチごとに製造ラインの切り替え作業が行われるため、セパレータとスプレードライヤーでクロレラとミドリムシが混合することもない。<br>販売時点から培養のバッチまで追跡できる。株は同じ継代培養株である。 | | | |
| 1c.<br>認証製品を取り扱う各段階でのトレーサビリティ文書、および各文書から製品を結びつける方法（例：バッチ番号、ロット番号など） | トレーサビリティテストの結果、各取り扱い段階のトレース書類（出荷記録、梱包記録、収穫記録、作業日報、培養記録など）を確認し、継代培養株の植継情報、培養プールまたはタンク番号／植継日／株のロット情報、収穫したプールまたはタンク番号、収穫後に附番するロット番号などでリンクしていることを確認した。 | | | |
| 1d. 取り扱いの各段階で認証製品を分別し、特定するためのシステムの詳細な説明 | 審査単位である八重山殖産内で生産されるすべてのミドリムシ、クロレラは認証対象となるため、非認証製品は存在しない。 | | | |
| **2. 以下のリスクが現在または潜在的に当てはまるかを特定する。** | **現在当てはまるリスク(はい/いいえ)** | **潜在的に当てはまるリスク(はい/いいえ)** | **現在または潜在的なリスクへの答えがはいの場合、リスクを明確に記載する。** | **リスクを管理し、最小化するためのトレーサビリティ、分別、またはその他のシステムを記載する。** |
| 2a.<br>同じ審査単位内で生産された、同一または類似の外観または種の製品を含む、認証製品と非認証製品の混合または代替の可能性。 | いいえ | いいえ | - | 審査単位である八重山殖産内で生産され、出荷されるすべてのミドリムシ、クロレラは認証対象となる。<br>各培養槽のバッチごとに製造ラインの切り替え作業が行われるため、クロレラとミドリムシが混合することもない。 |
| 2b.<br>生産、収穫、輸送、保管、または加工中に存在する、同一または類似の外観または種の製品を含む、認証製品と非認証製品の混合または置き換えの可能性と、生産／収穫の種類。 | いいえ | いいえ | - | 審査単位である八重山殖産内で生産され、出荷されるすべてのミドリムシ、クロレラは認証対象となる。<br>各培養槽のバッチごとに製造ラインの切り替え作業が行われるため、クロレラとミドリムシが混合することもない。 |
| 2c.  下請け業者による認証製品の取り扱い、輸送、保管、または加工の可能性。 | いいえ | いいえ | - | 審査単位内では下請け業者は認証製品の取り扱いに関与しない。 |
| 2d.<br>次のCoCに入る前に、認証製品が潜在的に非認証製品と混合、置換、または誤ってラベル付けされる他の可能性。 | いいえ | いいえ | - | すべて箱詰めされた状態で出荷されるため、認証製品と非認証製品がその後次のCOCに入る前に混合される可能性はない。 |
| **3. 決定** | **はい/いいえ** | **理由** | | |
| 3a.存在するトレーサビリティと分別システムは十分にリスクに対処し、確実に審査単位からのすべての製品が特定され認証製品として販売されるようになっているか？ | はい | 審査単位である八重山殖産内で生産され、出荷されるすべてのミドリムシ、クロレラは認証対象となる。 | | |
| 3b. 認証製品が販売される前に、審査単位に別のCoC認証は要求されるか？ | いいえ | 全ての製品が認証製品となり、非認証製品の混在の可能性はないため、八重山殖産に対し別のCoC認証は必要ない。 | | |
| 3c. 製品が次のCoCに入る適格性を有するかどうかを確認する。 | はい | 審査単位である八重山殖産内で生産され、出荷されるすべてのミドリムシ、クロレラは認証対象となるため、次のCoCにつなげることができる。 | | |
| 3d.  別のCOC認証が必要ない場合は、意図する最初の販売点を記載する。 | はい | 箱詰めされたミドリムシ、クロレラが八重山殖産から発送される時点が、最初の販売点となる。 | | |
| 3e. 別のCoC認証が必要ない場合は、最初にCoCが必要とされる点を記載する。 | はい | 箱詰めされたミドリムシ、クロレラが発送され、次の加工を行う工場等に到着した時点から、次のCoC認証が必要となる。 | | |

**決定**

| | |
|---|---|
| ドラフト時点での決定 | 株式会社ユーグレナに対し、ASC-MSC<br>海藻（藻類）規格第1.01版に基づき認証を発行することを推奨する。 |
| 最終決定 | 公開コメントドラフトレポートのあと、決定に変更はない。株式会社ユーグレナのユーグレナ（Euglena gracilis）及びクロレラ（Chlorella sorokiniana）に対しASC-MSC海藻（藻類）認証を発行する。 |
| 認証を受ける団体 | 株式会社ユーグレナおよびその子会社である八重山殖産株式会社 |
| 最初にCoCが必要とされる点 | 箱詰めされたミドリムシ、クロレラが発送され、次の加工を行う工場等に到着した時点 |
| 適用開始日 | 2022年1月23日 |

**追加情報**

**Table 3:審査単位の生産システムの特性に基づく業績評価指標(PI)の適用性**
**Table 3: 審査単位の生産区域(生産者)の特性に基づく業績評価指標(PI)の適用性**

| 業績評価指標 | 基準 | はい/いいえ | 対応 |
|---|---|---|---|
| PI 1.1<br>資源状態<br>PI 1.2<br>採取方策 | 1.<br>当該活動は海藻の天然資源に依存しているか、もしくは天然資源から得られる種苗に依存しているか(カテゴリーA、Bi、または Ci)? | はい | これらの PI を採点する |
| | | いいえ | これらの PI を採点しない |
| PI 1.3<br>天然資源への遺伝的影響 | 1. 移植・移動が発生している、もしくは当該活動が孵化養殖を必要としているか? | はい | 次の基準を見る |
| | | いいえ | この PI を採点しない |
| | 2. 陸上のシステムか(カテゴリーC)? | はい | 次の基準を見る |
| | | いいえ | この PI を採点する |
| | 3.<br>無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境から採取、海洋環境への影響があるか? | はい | この PI を採点する |
| | | いいえ | この PI を採点しない |
| PI 2.1<br>生息域 | 1. 陸上のシステムか(カテゴリーC)? | はい | 次の基準を見る |
| | | いいえ | これらの PI を採点する |
| PI 2.2<br>生態系の構造と機能 | 2.<br>無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境から採取、海洋環境への影響があるか? | はい | これらの PI を採点する |
| | | いいえ | これらの PI を採点しない |
| PI 2.7<br>エネルギー効率 | 1. 極小規模な家族経営か? | はい | この PI を採点しない |
| | | いいえ | この PI を採点する |
| PI 2.8<br>移植・移動 | 1. 移植・移動が発生しているか? | はい | 次の基準を見る |
| | | いいえ | この PI を採点しない |
| | 2. 陸上のシステムか(カテゴリーC)? | はい | 次の基準を見る |
| | | いいえ | この PI を採点する |
| | 3. 無視してよいとはみなされない海洋環境への接触、海洋環境から採取、海洋環境への影響があるか? | はい | この PI を採点する |
| | | いいえ | この PI を採点しない |
| PI 2.9<br>外来種の移入 | 1. Is the UoA targeting an alien species?<br>UoAは外来種をターゲットにしているか? | はい | この PI を採点する |
| | | いいえ | この PI を採点しない |
| PI 3.1<br>法的および/または慣習的枠組み | 1.<br>生産は、強度、規模、発展のレベルが低く、国の法的枠組みはまだ必要とされないと考えられるものであるか? | はい | この PI を採点しない |
| | | いいえ | この PI を採点する |
| PI 5.4<br>生産区域(生産者)または水中・水上の構造物の可視性、配置、方向 | 1. 陸上のシステムか(カテゴリーC)? | はい | 次の基準を見る |
| | | いいえ | これらの PI を採点する |
| PI 5.5<br>重要な装備の識別および回収 | 2. 当該活動は、自然海洋環境において重要な装備または構造を必要とするか? | はい | これらの PI を採点する |
| | | いいえ | これらの PI を採点しない |